

第八十回 国会 衆議院 農林水産委員会議録 第二十四号

昭和五十二年五月十一日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 今井 勇君

理事 山崎平八郎君

理事 美濃 政市君

理事 稲富 稔人君

阿部 文男君

熊谷 義雄君

玉沢徳一郎君

羽田野 忠文君

福島 讓二君

森 清君

岡田 利春君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

松沢 俊昭君

野村 光雄君

津川 武一君

小林 正巳君

農林大臣臨時代

出席政府委員

文部省大学局長

厚生省公衆衛生局長

農林政務次官

農林省農林經濟局長

農林省構造改善局長

農林省畜産局長

農林水産技術会議事務局長

佐々木輝夫君

水産庁次長

下浦 静平君

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第一課長

國稅庁直税部資産課長

厚生省環境衛生局乳肉衛生課長

農林水産委員会調査室長

岡部 祥治君

入江 清君

瀬野栄次郎君

菅波 茂君

竹内 猛君

佐藤 隆君

四郎君

平泉 渉君

向山 一人君

森田 欽二君

柴田 健治君

新盛 辰雄君

馬場 昇君

武田 一夫君

神田 厚君

菊池福治郎君

菊池福治郎君

菊池福治郎君

同日

五月十一日  
委員の異動  
辞任

補欠選任  
小林 正巳君  
菊池福治郎君

○大場政府委員 いま大臣から御答弁申し上げました

であります。

そういう意味におきまして獣医師法を改正いたしました。

それに対しましては、私どもやはり一番大事な

生の担当手として獣医師の果たす役割はますます大きくなっているわけでございますけれども、今回の御審議をお願いしております獣医師法の改正是、現在の獣医師法そのものが、昭和二十四年に現在の獣医師の教育制度と一緒に発足したわけで、それ以来すでに二十余年を経過しておるわけ

でありますけれども、この間にいろいろ獣医師をめぐる環境といふものは非常な激変を遂げてきており、ということがあるわけでありますと、畜産の振興の面におきましても、あるいは公衆衛生の向上という点からいきましても、かなり環境が変わってきているということがあるわけであります。

具体的なことを申し上げますれば、一つは畜産面におきましては家畜の飼養環境といふものがかなり変わってきて、多頭羽飼育あるいは大規模経営というようなものが出てきておりまして、それに伴って家畜の疾病的多発化といふことも出ておりまして、集団飼養の管理の適正化ということも從来なく要求されているということもあります。それから海外との交流あるいは貿易の拡大といふことに伴いまして、從来なったような悪性の海外伝染病、たとえば豚の水胞病なんかがあるわけでありますけれども、そういうわけであります。それから海外との交流ある

い事柄だと思っております。それに対しましては、私どもやはり一番大事な

生の担当手として獣医師の果たす役割はますます大きくなっているわけでございますけれども、今回の御審議をお願いしております獣医師法の改正是、現在の獣医師法そのものが、昭和二十四年に現在の獣医師の教育制度と一緒に発足したわけで、それ以来すでに二十余年を経過しておるわけ

でありますけれども、この間にいろいろ獣医師をめぐる環境といふものは非常な激変を遂げてきており、ということがあるわけでありますと、畜産の振興の面におきましても、あるいは公衆衛生の向上という点からいきましても、かなり環境が変わってきているということがあるわけであります。

非常に時間数が足りない、これは単に量的な問題だけではありませんけれども、そういうことが言われていています。それを今回、四年制を六年制に改めることによりまして対応いたしたい、こういうふうに考えて御提案申し上げている次第であります。

○柴田(健)委員 われわれが一番心配しておるの

は、本当に産業動物としてわれわれの言うておる門課程の二年ということでは非常に少ない、諸外国の例を見ますと四年ないしは五年というのが通常ありますから、そういう意味におきましても

スタートした当初のときから内在しておったわけでありまして、一般教養課程が二年、それに足すところの専門課程が二年といふのは、ことに専門課程が二年といふのは、ことに専

業獣医師でありますと、昭和四十年が二千五百三十名でありますものが、五十年では二千百名に減つてきています。それから、愛玩動物の方は、四十年が千五百四十六名でありますものか、五十年には二千八百八十三人というふうに激増してきています、こういった状況であります。それから、

○柴田(健)委員 われわれが一番心配しておるの

は、本当に産業動物としてわれわれの言うておる業獣医師でありますと、昭和四十年が二千五百三十名でありますものが、五十年では二千百名に減つてきています。それから、愛玩動物の方は、四十年が千五百四十六名でありますものか、五十年には二千八百八十三人というふうに激増してきています、こういった状況であります。それから、

四年制を六年制に改めることによりまして対応いたしたい、こういうふうに考えて御提案申し上げている次第であります。

非常に時間数が足りない、これは単に量的な問題だけではありませんけれども、そういうことが言われていています。それを今回、四年制を六年制に改めることによりまして対応いたしたい、こういうふうに考えて御提案申し上げ

て申し上げるのですが、この二万二千八百余名の獣医師の就職の分布状態を見ると、国家公務員が五十名、都道府県職員が七千八百三十六名、市町村職員が五千八百三十六名、民間が五千六百三名、個人診療というのが五千十名、これの昭和四十一年と十年間の動きを見てみると、獣医師の国家公務員などというのは七名減つておるのですね。それで都道府県が八百名ほどふえている。市町村が約三百八十名ほど十年間でふえておる。民間団体は約六百名ほどふえてお

るといふことがあります。それから、それに対する生産指導あるいはそれに伴いまして食品の監視というようなこともありますし、非常に多方面、多極化しているわけでありますと、それに対応して獣医師の技術あるいは知識のレベルアップということが必要になってきているわけ

であります。それに対しましては、私どもやはり一番大事な

生の担当手として獣医師の果たす役割はますます大きくなっているわけでございますけれども、今回の御審議をお願いしております獣医師法の改正是、現在の獣医師法そのものが、昭和二十四年に現在の獣医師の教育制度と一緒に発足したわけで、それ以来すでに二十余年を経過しておるわけ

でありますけれども、この間にいろいろ獣医師をめぐる環境といふものは非常な激変を遂げてきており、ということがあるわけでありますと、畜産の振興の面におきましても、あるいは公衆衛生の向上という点からいきましても、かなり環境が変わってきているということがあるわけであります。

非常に時間数が足りない、これは単に量的な問題だけではありませんけれども、そういうことが言われていています。それを今回、四年制を六年制に改めることによりまして対応いたしたい、こういうふうに考えて御提案申し上げている次第であります。

畜そのものに即した家畜の衛生を担当するということでありまして、そういう意味におきまして、粗飼料そのものの生産というものが直にかかわるということでは必ずしもないと思ります。粗飼料の生産そのものは、もちろんこれは營農面における世話をやき的な機能を果たすべき試験研究機関あるいは改良普及員等の事業が直接担当する仕事でありますから、そういう意味におきまして、獸医師が直接的にこれにタッとするというような面ではないと思うわけでありますけれども、しかし、先生のおっしゃった御議論の本来の趣旨は、獸医師というものが農家経営から遊離し、あるいは具体的な畜産から離れてしまつてはいけない、こういう御趣旨であるというふうにわれわれ理解するわけでありますけれども、家畜保健衛生所あるいはその他の団体の獸医師、開業の獸医師を含めまして、もちろんその経営と密着した農家に対する指導というものはやつていく必要がありますし、それが際には粗飼料の生産その他農家経営の改善と連結いたしました各種の経営対策あるいは指導事業といふものと緊密な連携をとつてやつていく必要があるというふうに思つております。

粗飼料の生産につきましては、先生が御指摘になりましたように、いわば日本の畜産が抱えている最大の問題と言つてもいいぐらいに私は思つておるわけであります。中小家畜につきましては、いろいろな問題はあるにせよ、だんだん問題は解決されてきてるといふふうに言つていいと思うわけでありますけれども、酪農あるいは肉用牛といった大家畜に対しての飼料の給与ということが一番どうも日本の畜産の苦手としてきてるところである。飼料の給与率というものが非常に低いということが現実でありますし、六十年見通しにおきましても、その飼料生産の見通しの中で最大の重点を置いておりますのは、飼料給与率を高めるということです。日本の飼料基盤が非常に脆弱であって、とかく発生史的に日本の酪農はかす酪農から発生したというような経過があるにせよ、非常に粗飼料の給与基盤が劣弱であるということは

事実でありますので、そういった点につきましては、今後格段の努力をしていきたいと思つておるわけであります。

るいはえさをどうするか、そういったことにつきましては、これは基本的な畜産の知識でありますから、獣医師自身、当然持つていなければならぬ。

成しておられると思うのですが、今度専門的に人材養成をしていくならば、学校教育法の五十五条を改正しなければならぬのじゃないか、われわれはそこで、一冊新しくござる。同時に三ほど、それこ

事実でありますので、そういった点につきましては、今後格段の努力をしていきたいと思っております。

○柴田 健(委員) 獣医師は粗飼料の方は、あなたの答弁では間接的なような言い方をしたのですけれども、われわれはそれでは困る。それなら配合飼料や濃厚飼料に対してなぜ獣医師が日本の場合は大きく述べておるのか。これらを考えるとときに、片方の配合飼料の方には獣医師が徹底的に関与していく、粗飼料の方は余り研究しないのだと。いうのは、畜産振興については片手落ちのような感じがするわけです。これは並行して研究していくかなければならぬと私は思う。それができないところの弱さ、要するに獣医師の使い方が下手なのではないか。農林省が都道府県にある職員なり市町村の職員なり農業団体におけるものと連携がうまくいくっていないのではないか。これらについて、あなたたちは行政指導の中で、連携を保ちながら、それぞれの持つている持ち味、その力を十分発揮させておるのかどうか、自信があるかどうかをひとつお答え願いたい。

○大場 政府委員 白信があるかどうか、こういぢ御指摘でございますが、いまお話しになりまして、ようやく、獣医師の農家経営との密着の仕方において、いろいろわれ反省いたしまして、改善しなければならない点は多いと思います。いろいろい獸医師行政の中で、たとえば空胎防止事業だとかあるいは家畜の飼養環境の改善の特別濃密指導、そういうた事業を開拓しておりますし、あるいは衛生のモニター制度というものをつくりまして、農家と密着した、地域ぐるみの衛生対策といふのを開拓して、できるだけ農家から離れないよな形での対策はとっているわけであります。

いま御指摘になりましたように、配合飼料だけについて獣医師が着目して、いろいろ世話をすることだけじゃなくて、もちろんえさの給付などということは家畜の生理そのものに関係するわざでありますから、それがいわば家畜の飼い方のせん本問題でありますから、粗飼料をどうするか、な

るいはえさをどうするか、そういったことにつきましては、これは基本的な畜産の知識でありますから、獣医師自身、当然持つていなければならぬ事柄だと思います。

とかく從来の獣医師の欠点として考えられますことは、ことに都會の教育施設におきましては、そういった大家畜を中心にして手に触れるチャンスが非常に少ない、いわば実技的な実習のチャンスが少ないと、そういうことで、そういった研修施設も今後強化する必要があると思います。國公立の種畜牧場、そういうところにつきましては、われわれいつでも手を差し伸べて、そういった牧場等で学生が勉強する、そのときにはじかに家畜に触れて、家畜のにおいを身につけながら勉強するということと同時に、いま御指摘になりました、えさの給与あるいはえさの生産ということも、牧場という場があるわけでありますから、そういうものもあわせて研修していく必要があるだろうと思ひます。

それから改良普及事業その他の連携につきましては、一例を挙げますと、たとえば獣医師を中心といたしまして、これは家畜保健衛生所を中心となるわけでありますけれども、家畜の飼養の衛生面の環境を改善するという事業を展開中であります。そのプランを実際的につくる場合には、改良普及委員と必ず意見交換をして、その中でお互いの意見調整をしてやっているということでございまして、獣医師の農家に対する衛生面におけるいろいろな世話をきくというのが、ほかの一般行政委員と必ず意見交換をして、その中でお互いの意見調整をしてやっているということとございまして、このことは、当然の話であります。そういう立場で、ほかの事業、行政と、当然今後連携をとっていくための努力をしていきたいと思ひます。

○**柴田(健)委員** 文部省の局長にお尋ねをしたんですが、獣医教育年限の二ヵ年延長で、大学卒業しないと獣医師の受験資格を与えないところの法案の趣旨から言うと、文部省に重大な責任が課せられてくるわけですが、現在の国立学では農学部の中に畜産科、獣医科という科で畜

○佐野(文)政府委員 御指摘のように効果的な獸医学部の教育を行いますためには、学校教育法を改正して学部の修業年限を六年にするということが理想的な姿であるというふうには私どもも考えております。ただ、その修業年限を学部の段階で六年にいたしますためには、いま先生御指摘のように、現在国立で言えば獸医学科、農学部の中にござります小規模の学科というものをそのまま学部にするわけにはまらないのです、これらを統合し、あるいは重点的な整備を行いまして、十分な形で獸医学部として整備をしていくことが必要になるわけでござります。そうした獸医学部との整備を考えしていく場合には、現在の学科のこのような形で整備をしていくかと、いろいろな問題になります。基本的な方向としては統合し、重点的な整備をして学部にし、そしてその上で学部の修業年限を六年にするという方向を私どもも志向をしてゐるわけでござりますけれども、それが直ちに現実の問題として着手しがたいという問題を抱えていますので、それらを考えながら、しかも獸医学部について修業年限を六年にするという非常強い御要請があることを考えまして、当面の措として修士課程を活用し、修士、学部一貫の六年の教育によって改善の実を上げよう、そういうことを考えたわけでございます。

をわれわれが考えた場合には、いまの答弁のようになって、学部を措置するという場合に、それは整備統合して学部にするのか。いま国立大学は十校ですか、北海道なり帯広畜産、岩手、東京、東京農工、岐阜、鳥取、山口、宮崎、鹿児島という国立大学の中に獣医学があるわけですが、これを獣医学部としてやるとするならば大体三百人ぐらい以上ということにならうと思いますが、いま学部を設置するとするならばどの程度の統廃合をするのがいいのか。それがやれるのかやれないのか。それから、いまの答弁からすると、ここ五年や十年はやるという熱意がないようなんですが、やろうとしてもやれないのか、やろうとすればここ二、三年の間にやれるのか、その心構えをまず聞かせていただきたいのです。

○佐野(文)政府委員 統合による整備の進め方につきましては、私どもも獣医学の関係の方々あるいは学識経験者に御協力をいただきまして、どういうような形で獣医学部の規模あるいは配置等を考えたらよろしいのかという点についての検討を進めております。これまでのところ、基本的にはまず前提として獣医学部の入学定員の規模、これを現在以上に拡大をするということは必ずしも適当でない。これは農林省の方の需給関係の御判断から言つても、獣医学関係の入学定員の規模は現状どおりのものとしたい。そして現在国立大学獣医学科はございませんけれども、これは入学定員が三十名から四十五名ぐらいのきわめて小規模の学科でございますので、これをこのまま学部にするというのは適切でない。よつて、学部としての適正規模を考えますと、現在の十大学を五つあるいは、公、私立大学を含め、獣医学関係の学部が適正に配置されるようなことを考えた方がよろしい。こういう点については、いわば総論的には関係者の意見は一致をしておりますし、私どもその方向で統合を進める、そういうことを方針として持つ

ているわけでございます。具体に、それでは各大学と相談して、どのような形でいま申しましたよな基本的な方針を実現をするかということになると、それぞれの大学においてそれを御要望があり、また地域のお考えがありますから、こればかりはなかなか短時間の間に実現をするというわけにはまらない点がございます。今後鋭意関係大学なりあるいは関係の地域の方々と御相談をしながら、できるだけ早い機会にいま申ましたような基本的な方向の実現を期したいというふうに考えておられるわけでございます。

○柴田(健)委員 いま文部省の方の答弁を聞いてみると、これはさてとくよりな気配じゃない。農林大臣、農林省がもう二十年前からこの修士課程といふものをいろいろ努力してきました、この国会に法の改正として出した、こういう説明なんですが、どうもつじつまが合わない

上は文部省なりそういう点は十分根回しをして、自信があつて提案をされたと私は思つておったのですが、いま答弁を聞くと、なかなか前へ行かな

おると、これはさてとくよりな気配じゃない。農林大臣、農林省がもう二十年前からこの修士課程といふものをいろいろ努力してきました、この国会に法の改正として出した、こういう説明なんですが、どうもつじつまが合わない

上は文部省なりそういう点は十分根回しをして、自信があつて提案をされたと私は思つておったのですが、いま答弁を聞くと、なかなか前へ行かな

おると、これはさてとくよりな気配じゃない。農林大臣、農林省がもう二十年前からこの修士課程といふものをいろいろ努力してきました、この国会に法の改正として出した、こういう説明なんですが、どうもつじつまが合わない

○柴田(健)委員 農林大臣は臨時代理ですから、建設の方が専門家ですから、どうもとりあえず論

といふのか、とりあえず、とりあえずという言葉を使われたんですが、われわれにはとりあえずと

いうのはどうもちょっと聞きにくい言葉なんですね。とりあえずやつたんだというやり方は何か思

ね。とりあえずやつたんだというやり方は何か思

ね。とりあえずやつたんだというやり方は何か思

ね。とりあえずやつたんだというやり方は何か思

で……。

いま御指摘のありましたように、四年制から六年制に移行するに伴いまして学費がよけいかか

る、これは当然な話であります。そのためには優秀な若人がその道を歩めないということになりますれば、これは本人にとりましても、また社会に

とりましても、それからいま先生がおつしゃいます

から、そういう学生をどう救つていくか、その道

を農林省は考えておるのかどうか、まず大臣からお答えを願いたい。

○大場政府委員 ちょっと事務的にあります

私ども地方公共団体の実情をいろいろ調査して

おりますが、県あるいはその他の地方公共団体におきましては、奨学金というものを支給して、そ

の獣医師が学校を卒業した後に一定期間は県内に就職する、県内に定着する、こういった場合には

その奨学金の返納を免除する、こういう制度をとつておる例があります。具体的に言いますと、

千葉県だと奈良県だとございますし、たとえば山形県等では市町村あるいは農業協同組合あるいは農業共済組合、こういったものが事業主体になつて類似の制度をとつております。それはそれなりにいろいろ効果を上げております。

○長谷川国務大臣 柴田さんのおっしゃるような方向、全くその方向に向けてすぐ行けるならそう行きたいと思って、この問題につきましては文部省の方とも十分検討を加えまして、いろいろ話し合つておられました。それで、この問題につきましては文部省の方とも十分検討を加えまして、いろいろ話し合つておられたことなどを踏まえまして、私ども具体的に

にこういった事業、奨学金制度を実施したいといふような、地方公共団体と個別に連携をとりまして、いま具体的な検討を開始しております。できればそういう制度をやつていいところにつきましても、私どもは何らかの形でお手伝いをして、そういう制度を創設したい、こういう意味でいま内部で作業をしておりますし、成案を得ますれば、財政当局とも相談して何らかの形で実現したいと思っております。

それから奨学金一般の問題につきましては、これは文部省の御所管でござりますけれども、別途育英会というもののに奨学金制度がございまして、これはいろいろ御努力によりましてそれを奨学生の月額も増額されておりますし、あるいは国立あるいは公立の修士課程のカバー率といいますか、給与率といいますか、それは五〇%ぐらいになつておるというふうに聞いております。逐年改善されておりまして、私ども今回四年制が六年制に移行することを機会いたしまして、その必要性はさらに増加するわけですから、これは文部省に御協力申し上げまして、そういう充実につきましては一方におきまして努力していくといふことは一方におきまして努力していくといふことです。それで、五十年度で五百五十九万円も増額されてしまつたので、私は四年制が六年制に移行することを機会いたしまして、その必要性はさらに増加するわけですから、これは文部省に御協力申し上げまして、そういう充実につきましては一方におきまして努力していくといふことです。

○大場政府委員 私たちは大学院、修士課程で専門的基礎医学なり防疫または公衆衛生、臨床医学などと並んで、獣医師の将来の職域、生産、流通、消費面においてどういうような役割りを持つのか、農林省として定見を持つべきではないか、こういう御指摘ございますが、当然のことではあります。私ども、やはり生産面におきまして獣医師の家畜衛生業務を通じて獣医師の占める位置というものは将来変わらないだろうと思ふ。ことに先ほどから御指摘になつておりますように、これはとても大変なことなんだが、これを修得させて社会に出して、そして行政官になるとか、また農業団体であるとか民間団体であるとか、就職先はいろいろあるでしょう。

そこで、日本の場合には、組織としては日本獣医師会がある。各都道府県にも獣医師会がある。今日までの獣医師会の活動、地域における役割りを認めています。認めるためにはどれだけの任務を持つてもららかといふことが重要なんであつたとえば畜産の中で生産段階、流通、消費にわたる

この三つの分野において、日本の場合はどういう役割りを今まで与えてきたのか、また将来それをどういう位置づけで明確にしていくのがいいのか、その点の構想が農林省にあってしかるべきだ。

それからまた、厚生省が来ておると思うのですが、われわれが常に思うのは、数多くあります屠殺場の問題です。この屠殺場から鳥肉でも牛肉でも消費者に供給していくところが厚生省の方で一番肝心な監督——何と言うかわれわれが関心を持っているのは屠殺場の整備計画なんですね。この屠殺場の整備計画というものがもう大分前から計画されて、昭和四十年の時点では八百二十七カ所

あつたと思うのですが、五十年度で五百五十九万円も増額されてしまつたので、私は四年制が六年制に移行することを機会いたしまして、その必要性はさらに増加するわけですから、これは文部省に御協力申し上げまして、そういう充実につきましては一方におきまして努力していくといふことです。

○大場政府委員 獣医師の将来の職域、生産、流通、消費面においてどういうような役割りを持つのか、農林省として定見を持つべきではないか、こういう御指摘ございますが、当然のことではあります。私ども、やはり生産面におきまして獣医師の家畜衛生業務を通じて獣医師の占める位置というものは将来変わらないだろうと思ふ。ことに先ほどから御指摘になつておりますように、これはとても大変なことなんだが、これを修得させて社会に出して、そして行政官になるとか、また農業団体であるとか民間団体であるとか、就職先はいろいろあるでしょう。

そこで、日本の場合には、組織としては日本獣医師会がある。各都道府県にも獣医師会がある。今日までの獣医師会の活動、地域における役割りを認めています。認めるためにはどれだけの任務を持つてもららかといふことが重要なんであつたとえば畜産の中で生産段階、流通、消費にわたる

いつた安全性の問題、公衆衛生の見地からのいろいろな課題といふものが獣医師に課せられてきておるわけでありますから、そういう面におきましての獣医師の機能といふものはますます増加せざるを得ない。それから、畜産の生産面におきまして、医薬品、飼料あるいは飼料添加物、そういった面におきましての安全性の確認、指導といふことを従来に増して今後はふえていくと思いま

すので、そういう面におきまして、流通面ないしは消費面におきましての獣医師のかかわり合いといふものは従来にないほどふえていく、かようになります。

それから基礎的な部門におきまして、直接、生産、流通、消費ということに分類できるかどうかわかりませんが、いろいろ試験研究機関あるいは一般行政その他におきまして獣医師が高度の知識なり技能といふものを供給するという側面は、これはやはり畜産の伸展に応じて今後も増加していくと私ども思つておるわけであります。一概にど

れがどうというふうに規定はできないにいたしましても、日本の獣医師の現状からいたしまして、将来とも獣医師は、社会的な面あるいは経済的な面におきましていろいろな課題といふものを負荷されてくる、多面的ないろいろな局面におきまして畜産振興あるいは公衆衛生の向上といふことについての課題を担うということは、ますます多くなつていくというふうに認識しております。

○岡部説明員 先生御指摘のとおり食肉の安全性確保のためから、屠畜場におきましてこれが検査をやつておるわけございます。さらに、その屠畜場におきます枝肉の取り扱いあるいは衛生管理等につきまして、御指摘のように近代的な処理体制あるいは適正な配置といふことを前々から都道府県を指導しておるわけございまして、四十年と五十年を比べますと、先ほど先生御指摘のお

りの数字でございまして、おおむね三〇%が整理統合されておるというような段階になつております。四十八年から五十年までに、ほかの角度

から見まして改修、改善をいたしましたものは百五十六カ所になつております。

なお、今後とも、この畜産の動向でございます

とか食肉の流通形態、こういうものを勘案しながら、さらには、各都道府県あるいは市町村、それぞれの実情に応じましてこれらを十分指導しながら、さらに施設の改善、整備を図つてまいりたい、こう考

えます。

一例を申し上げますけれども、食肉のそ

うそれから流通面等におきましては、これは昔とはかなり性格が変わってきておりまして、いろいろ食品の安全性の問題、あるいは食肉、牛乳につきましても同様でありますけれども、食肉のそ

うそれから流通面等におきましては、これは昔とはかなり性格が変わってきておりまして、いろいろ

食品の安全性の問題、あるいは食肉、牛乳につきましても同様でありますけれども、食肉のそ

のために一昨年の国会で御審議願いまして御可決願いました飼料安全法に基づきまして、飼料及び飼料添加物の成分規格の設定とか使用方法の規制の問題が行われておりますが、これは農林省が厚生省とよく協議をしながら責任官庁としてそれを取り仕切っていく、こういったことじゃないかと思つておるわけあります。

流通面では、ただいま御指摘になりました屠場の問題につきましては、屠場そのものは厚生省の御所管でございますが、ございますが、屠場といふものは単なる家畜を屠殺するという場だけではなくて、同時に価格形成の場であり、物流の場である、いわゆるマーケットであるという側面が近来非常に強くなってきてるということをございま

すので、これは単に厚生省だけにお任せする、私どもは知らない顔をして済むということではあります。まことに、積極的にその流通の改善、その面における食品の安全、あるいは安全かつ良質な食品

○岡部説明員　先生御承知のように、食品としての流通を確保するという点につきましては、畜産行政として大いに関心を持ち、かかわりを持っていくべきであるというふうに認識しております。

の安全性、衛生ということは、食品衛生法でこれを所管しておるわけでございます。したがいまして、御指摘の、農薬でござりますとかあるいは銅料添加物でござりますとかあるいは治療薬、こう

いうものが生産の段階で使用されまして、それが食品としての規格基準に合わないということでは、これは生産が非常に阻害されるわけでござります。そういうのところにつきましては、食品の

規格基準として定めまして、これが遵守できます。よう、農林省とも十分連絡をとりまして、そういうふうな体制をしておる次第でござります。  
○柴田(健)委員 きょうからですか、畜産事業団が輸入肉を放出しておる。これは輸入肉ですよと表示していけば消費者の方もすぐわかるけれども、平素何も表示しなかつたらわからない。それで、国産肉なら、たとえば何県の牛でありますと、ということになつたら大体責任を持つて。どういう

えさを食べさせたとか、それは追求していかばず  
ぐわかるわけです。よその国の牛は、何を食わし  
て育成したのか、やはり肉質でなしに、いろいろ  
な抗生物質が使われているのか使われていないの  
か、そういう点の検査というか試験をやっておる  
のは厚生省でしようと私は思うのです。農林省は  
輸入だけにして事業団に放出させたり、そして消費者  
に対する生命の安全、食品としての安全性が責任  
持てるのかどうか。それから輸入肉に対する検査  
というものは、厚生省はどういう形でやっている  
のか。農林省はどういう形でそういう防疫検定を  
やって出しておるのか、その点を一口聞かしてい  
ただきたいと思います。

○大場政府委員　肉の行政につきまして、それは  
その肉がやはり食品衛生法上適格であるかどうか  
か、こういった問題につきましては、厚生省御自  
身ないしは都道府県の食品の監視員がやはり監視  
すべきものだというふうに思つております。ただ、  
その食品監視員等の具体的な顔ぶれといいます  
か、陣容といいますか、そういったものを見ます  
場合には、やはり獣医師というものが非常に多う  
ござります。先生御承知のとおり、特定の疾病に  
かかった家畜につきましては、これはやはり食品  
衛生上食用に供してはならないという規定もござ  
いますし、そういうことを初めとしたしまして、  
安全な食品を供給するということは、食品衛生上  
の基本的な任務であります。ただ、そういうこと  
になりますと、それを見分ける知識なりあるいは  
鑑識眼、こういったことになるわけでありますが、  
それは当然獣医師が持つておる家畜に対する知  
識、技能というものが裏打ちをされなければなら  
ないわけであります。そういう意味で、食品衛  
生あるいは食品の監視という点につきまして獣医  
師の持つておる機能、果たすべき機能というも  
のはこれからますます大きくなつてくる。それを供  
給するのが私ども畜産の陣営であり、またそのレ  
ベルアップをするのがこの獣医師法の改正である  
といふふうに私どもは認識しているわけであつ  
す。

○岡部説明員 獣畜の肉の輸入に關しましては、食品衛生法に基づきまして、わが国と同様に、食品衛生法あるいはと畜場法で定めております疾病にかかるつてないものを屠殺したのだ、なおこれが相手國政府の公認の屠殺場で屠殺した、屠殺年月日はいつである、これを検査した者はだれであるという公的な證明書をつけまして輸入させることになつておりますし、現在御承知のように十三の海空港におきまして食品衛生監視員を駐在させておきまして、これがチェックに当たつておるわけでござります。

○柴田(健)委員 われわれは生産から流通、消費まで行政力を強めていく中で、獣医師というものの任務をもつと拡大をさせていく。そして、六年

制にする限りは、それだけ権威者が生まれてくるわけですから、いまのようにただ地方公共団体の消費者行政という指導行政の中で監視員制度を置いて、監視員そのものは、ただ容器が適正である

かどうか、ただ目方が表示どおり入っておるかどうかといふ程度の監視なんですね。本当の質までは監視していない。それだから、歯医師の使い方が私は下手だと思う。そういう窓口を広げてやら

ないと、いかに優秀な人材を養成しても、それだけ社会的に貢献していく道が狭められていく。やはり社会的地位の向上を図る。歯医師は、修士課程を経なければ受験資格を与えないということに

なれば、私は道を開いてやらなければならぬと思  
う。道を開いて、こういう将来の希望、夢、君ら  
の生きる道があるのだ、大いに勉強してりっぱな  
獣医師になれ、なつたらこういう役割りを与える

のだと、社会的にはこういう地位も与えられていくのだ、こういうことを考えてやらなければいかぬと私は思うのですね。ただ六年制にして、それで試験だけ受ける受けぬは勝手です、合格しようとするまいとそれは勝手です、こういうやり方では、りっぱな歯医師というのは生まれてこないと私は思う。そういう点の配慮というのが、この法の条文は簡単なんだけれども、そこにも流れる心構え、精神といふものはそらいうものでなければならない

と私は思う。その点大臣どうですか。もう時間が  
来ましたからやめますが……。

○大場政府委員 将來の獸醫師の職域の問題に關  
係する事柄でござりますが、ただいま御説明申し  
上げましたように、食品の安全性という点からい  
たしまして、獸醫師の占める職域、というもののはま  
すます拡大していくだらうと思ひます。食品衛生  
監視員、あるいはその他畜産の食品産業からする  
雇用の機會も増加するだらうし、あるいは直接畜  
産じやないにいたしましても、人体医学あるいは  
薬学、そういう面におきましても、人畜共通の  
病気の問題だとかあるいは実驗動物学、そういうつ  
た基礎的な知識というものの要求が今後ますます  
ふえてくるようになりますので、獸醫師の職域と  
いうものは、ええこそそれ決して減るものではない  
と認識しております。

ただ、私どもはそういったものを頭に置きながら  
、行政がそういうたつ努力をしていくということ  
は当然していかなければならぬわけでありまし  
て、御趣旨のような形で私は努力していきたいと  
思つております。

○金子委員長 竹内猛君。

○竹内猛委員 獣醫師法の一部を改正する法律  
案について若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、いま柴田委員からも御発言があり  
ましたが、最近のわが国の食糧事情からいつて、  
特に魚の問題が大変厳しい状態になつてきました。そ  
うして動物性のたん白がかなり縮小されるような  
状態になつてきて、今後ますます畜産の占めるウ  
エートが高くなつてくる。こういうときに、その  
畜産に關係をする獸醫師の役割りといふものは非  
常に高いものがあるうと思います。そういうとき  
に、今回四年制から六年制にこれを上げていくと  
いうこと、そのこと 자체は問題はないことであり  
ますけれども、これを通じて私は幾つかの問題を  
提起をしていきたいと思ひます。

まず最初に、獸醫師の社会的任務と責任といふ  
ものについて農林省ではどう考えておられるの  
か、このことをまず最初にお伺いします。

と私は思う。その点大臣どうですか。もう時間が  
来ましたからやめますが……。

○大場政府委員 将來の獸医師の職域の問題に關  
係する事柄でござりますが、ただいま御説明申し  
上げましたように、食品の安全性という点からい  
たしまして、獸医師の占める職域というものはま  
すます拡大していくだろうと思ひます。食品衛生  
監視員、あるいはその他畜産の食品産業からする  
雇用の機会も増加するだらうし、あるいは直接畜  
産じやないにいたしましても、人体医学あるいは  
薬学、そういう面におきましても、人畜共通の  
病氣の問題だとかあるいは実驗動物学、そういつ  
た基礎的な知識というものの要求が今後ますます  
ふえてくるよう思いますので、獸医師の職域と

いうものは、ふえこそそれ決して減るものではないと認識しております。

は当然していかなければならぬわけでありまして、御趣旨のような形で私は努力していきたいと思つております。

○竹内(猛)委員 敗醫師法の一部を改正する法律  
案について若干の質問をいたしたいと思います。  
まず最初に、いま柴田委員からも御発言がありまましたが、最近のわが国の食糧事情からいって、

特に魚の問題が大変厳しい状態になつてきた。そして動物性のタン白がかなり縮小されるような状態になってきて、今後ますます畜産の占めるウエートが高くなつてくる。こういうときに、その

畜産に係係をする獣医師の役割りといふものは非常に高いものがあるうと思います。そういうときに、今回四年制から六年制にこれを上げていくということ、そのこと 자체は問題はないことでありますけれども、これを通じて私は幾つかの問題を提起をしていきたいと思ひます。

まず最初に、獣医師の社会的任務と責任といふものについて農林省ではどう考えておられるのか、このことをまず最初にお伺いします。

○長谷川國務大臣 獣醫師の社会的、經濟的役割につきましては、獸醫師法の第一条に、獣醫師の技能の最高水準とその業務の適正とを確保するというようにならわれておりますし、もつて畜産業の發展を図るのだ、こういうことで、したがつて、公衆衛生の向上に寄与しなければならぬ。それにつきましてはやはり何といつても、いまのままでいいか悪いかという点の御指摘ございましたように、今後の食糧事情が大きく変化をしてしまふといふこの際、どうしても社会的な役割り、その技能というものをもっと高めていかなければならぬ、こういうような考え方の上に立つてくださいま御審議を願つて、いるよろな次第でございまして、畜産業を支える畜衛生の担い手として、また畜産業を行う方々に対する指導等、または疾病治療についての、農業の経済的損失の防止といふましょか、こういうような点、生産性の向上、畜産の經營の安定といふような点について今後大いに考えなければならぬ時代に入つてきている。さらに先ほどもいろいろ御質問がございましたように、ただ獣医師は獣医だけをやつていればいいのかという問題ばかりではなくて、あわせて粗飼料の問題、飼料の問題もどのようにしていかなければならぬか、現在のわが国においてはどのようないことを粗飼料の面で考るべきかというような幾多の点があるだらうと思います。こういう点についての教養を高めて、そしてその役割りを学術的にもつと高度に利用していくべき、高度の指導的役割りを果たさせたい、こういうような考え方の上に立つて御審議を願つて、いるよろなわけでございます。

○竹内(猛)委員 私は、最近の農業情勢なりあるいは畜産の占める位置といふものが大変高くなつて、これに關係をする獣医師の地位を高めていくこと、質もよくしていくこと、こういうことで昭和二十四年の現行法が制定されて以来、何回かの審議を経過をして今回このよだれ改正に至つたことはよくわかりますが、その改正をすることは、任務だけを与えて、これに対する反対給付といふか、

そういうものがなければやはりいけないのでないのではないか、こういうふうに考えるわけです。この点でたとえば四年から六年になつた場合、その待遇あるいは待遇といふようなものについて変化があるのかないのか。ただ四年から六年になつただけでその待遇については余り変化がないということでは、これは任務だけを与えて待遇が伴わないのはいけないのではないか、こういうふうに考えます。ですが、その点はどうですか。

○大場政府委員 四年制から六年制に移行するに伴いまして獣医師の待遇がどうなるか、こういつてことでございますが、獣医師の所得ないしは報酬の獲得の条件といふものは、結局はその職域の事情だとか、あるいは技能の習得の難易度の問題だとか高い知識が要求されるかどうかというようなこと、それからもう一つは基本的にはやはり需給の問題、需要供給の関係がどうなるかということにによって規定されるわけでござります。

そういう意味におきまして、四年制から六年制に変わつたからといって直ちに所得水準が上がる、報酬が上がるということにはすぐには連関はないかと思います。しかし、現実に四年制といふ学歴から六年制という学歴に移行して一年間だけの学校で勉強した。それに伴いまして当然実力も付与されるわけでありますから、それに見合ひ社会的報酬といふものが伴つていくということは、これは当然の考え方であります。やはり二年間けいに学校に在学して実力を涵養したということに対する社会的な認識、社会的な報酬といふものは当然あってしかるべきだと思います。こと

○佐野(文)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、望ましい姿としては、先生御指摘のとおり、社会的報酬といふものはやはり産業動物なりあるいは都市の小家畜なりそういうような学部として整備をし、六年の修業年限とするということが基本的な方向として考えられるべきことであるというふうに考えて、いるわけでございます。しかし、国立大学の場合、やはり現在の獣医学科がきわめて小規模のままで各大学にあるという状況のものをそのまま学部にするというわけにはまらない。その場合に統合等によつて重複的な整備の方向を固めるにはやはり年月を要しますので、当面の緊急な獣医師養成の質的な向上といふ要請にこたえるということを考えます場合には、修士課程を活用して、六年の積み上げによる教育内容の改善を図ることを当面の措置として実施をしたいというふうに考えたわけでございます。

○竹内(猛)委員 獣医師の数でありますけれども、九百三十名といふものが定数になつてゐる。この定数といふものは何を基準にして決めたものか。日本の畜産、これが今後昭和六十年の展望のもとに乳牛をどれだけ、あるいは肉牛がどう、豚をどのように伸ばすかといふようなことも含め、あるいは海外の技術交流なりあるいは教育に携わる者なり、あるいは公務員になつたり農協に勤めたりするような者を考慮して定数が決まつてゐるのか、それとも、これはある一定の傾向でこうい

くことになつたのか、この辺は何を基準にこの定数は決まつてゐるのか、この辺はどうですか。

○佐野(文)政府委員 大学における獣医関係の学科の定員につきましては、從来から獣医学関係の視学委員といふ専門家をもつて組織する委員会がござりますが、その視学委員会の意見等も聞きながら需給の見通し等を考えて措置をしてきてはいるものでございます。現在の私どもの判断では、農林省の方の御調査によつても獣医の養成の定員を拡大するということは必ずしも適当でない、現状の規模を維持するということがむしろ適当ではないかというふうに考えて、いるわけでございま

うことになつたのか、この辺は何を基準にこの定数は決まつてゐるのか、この辺はどうですか。

○佐野(文)政府委員 大学における獣医関係の学科の定員につきましては、從来から獣医学関係の視学委員といふ専門家をもつて組織する委員会がござりますが、その視学委員会の意見等も聞きながら需給の見通し等を考えて措置をしてきてはいるものでございます。現在の私どもの判断では、農

林省の方の御調査によつても獣医の養成の定員を拡大するということは必ずしも適当でない、現状の規模を維持するということがむしろ適當ではないかというふうに考えて、いるわけでございま

うことになつたのか、この辺は何を基準にこの定数は決まつてゐるのか、この辺はどうですか。

○佐野(文)政府委員 現在の国立大学の一学部当たりの入学定員は、御指摘のように三十名から四十五名程度でございます。学部の規模を考える場合に、もちろん四十名で一つの学部が絶対にできなかつて、それは必ずしもそうではない。たとえば北大の現在の獣医関係の学部は入学定員が四十名であったと思います。ですから、四十名

を入学定員とする学部を考えることが不可能であるということではございませんけれども、現在十大学に置かれている十の学科を今後学部に整備をしていくということを考える場合に、それらをすべて現在の三十名ないし四十五名の入学定員をもつて学部にするということはこれは適当でない。やはり地域的な配置も考え、そして入学定員であれば六十名ないし八十名というものを規模として、先生御指摘のようにりっぱな充実した学部をつくっていくことが適当であるといふに私は考へてゐるわけでございます。そのため関係大学と御相談をして統合整備ということを考えたいということで鋭意努力をしているわけでございます。

○竹内(猛)委員 これを国際的に見て、日本の獣医の教育の方といふようなものはどのような状況にあるのか。大体先進国と言われる中で、それにふさわしい状態にあるのか、それとも進んでいるのか、おくれているのか、この辺はどうですか。

○佐野(文)政府委員 先ほど農林省の方からお答えがございましたように、わが国の獣医学教育の場合には、四年の就業年限の間で二年近い一般教育の期間がございますので、専門教育に割く時間というのは二年余りでございます。時間数にすれば、専門科目についての授業時数というのは三千三百ないし四百時間程度が現在のわが国の大uateにおける実情であろうと思います。各国の場合には、この専門科目に割いている授業時数というのは三九百時間ないし四千時間を超えるものが欧米の先進国の場合には見られるわけであり、またそれが一般でございます。そういう意味では、わが国の獣医学教育の内容としては、専門科目についてもつと十分な教育ができるような整備を考える必要があるわけでございます。

○竹内(猛)委員 ここまでくると、やっぱり財政上の理由というものが学部をつくるのにいろいろな壁になっているのではないかということを言う人がいるけれども、その点はどうですか。

○佐野(文)政府委員 もちろん困難な現在の財政事情がござりますから、学部の整備をするというには非常に大きな課題でございます。そういう意味においても大きな課題ではございますが、それ以上に、わが国の国立大学を整備していくその中で獣医学の教育体制を整えていくということを考える場合に、現在の十の学科をそのまま学部にするという方式をとることは適当でない、やはり適正な規模をもって充実した学部をつくるということを困難であっても進めるべきであるというふうに考えているわけでございます。

○竹内(猛)委員 この問題はそれではどのような基礎と展望のもとで、学校の教育の方向について、あるいは統合なりあるいは学部を新設するなり、どのようなことをいま考えられておるのか。現状のまま定着をさせるのか、それとも将来においてはなおこれをさらに前進させていくのか、その点はどうですか。

○佐野(文)政府委員 現在の十の国立大学の学科につきましては、これをそのまま学部にするということではなくて、先ほどお答えしましたように、現在関係者の間では五つないし六つの学部に整備をしていく、そしてその場合に全国における数ブロックを単位とした適正な配置というものを国、公、私を通じて考えていく、そういう基本的な方向については関係者の間に異論がないわけでございます。

ただ、具体に、それでは現在の十の大学をどのようないふ形で整備をするかということになりますと、関係大学あるいは関係の地域の方々にそれぞれの御主張がござりますので、そういった御意見について十分拝聴をしながら、また関係の方々とも、実際の規模が小さいわけでございます。これを五百六十名の収容可能な規模に整備することが必要でございますので、そういう意味では、修士課程の整備のための施設設備なりあるいは教官の充実ということについて経費を要します。これについては、現在実施をいたしております私学に対する経常費助成の中で、あるいは経常費助成と

たり獣医関係の学科の場合に幾らかかるかという数字がございませんが、四十九年の決算の段階で国立大学の場合に、これは各学部を平均したものでございますが、一人当たり百十九万三千円を要しております。これの四倍が六倍になるということが学生当たりの経費としては一つ考えられるわけでございますが、それ以外に、現在、国立の場合であれば、三百三十名の入学定員のうち大学院に進学をしている者が百五十七名程度でございます。私学であれば、五百六十の定員のうち大学院に進学している者が五十名程度でございます。今までの修士までの積み上げを実施いたしますと、入学定員に相当する者をすべて修士の段階で受け入れられるような修士の整備をする必要がございます。そういう意味では、必要な施設、設備の整備ということを実施いたさなければなりませんし、また必要な教官組織の整備も行わなければならぬわけでございます。これは、この修士までの積み上げによる整備が実施されることになりますと、最初の学生は五十七年度に修士に入していくわけでございますので、それまでの間にそれを目途として、いま申し上げましたような施設、設備なりあるいは教官の整備というものを進めてまいりたいと考えているわけでございます。

○竹内(猛)委員 いまのお話は、国立大学の場合にそのような金がかかるわけですね。そうすると、私立の場合にはその何倍かかる、こう見てよろしいですね。

○佐野(文)政府委員 私立の場合には、先ほど申し上げましたように、現在の五百六十名の入学定員中、修士に進んでいる者が五十名でございますから、したがって、修士課程はございませんけれども、実際の規模が小さいわけでございます。これを五百六十名の収容可能な規模に整備することが必要でございますので、そういう意味では、修士課程の充実について経費を要します。これについては、現在実施をいたしております私学に対する経常費助成の中で、あるいは経常費助成と

あわせて行っております私学に対する特別助成の課題として、修士に学生をすべて受け入れることについて遺漏のないように、國の助成といふことを考えていかなければならないと思っております。

○竹内(猛)委員 そこで、獣医になりたいけれども財政的になかなか許されない子弟に対する貸し付けとか育英とか、いわゆる学費に関する特別な教育制度というものは現在あるかどうか。

○佐野(文)政府委員 日本育英会による奨学制度がございますが、その場合、修士課程につきましては、現在、貸し月額が三万九千円でございます。学部の場合には、国公立で一万一千円、私立で一萬四千円でございますから、これに比較すると修士の段階はかなり手厚くなっているわけでございます。また、採用率にいたしましても、国公私全體で、学部の場合には一〇%程度でございますけれども、修士の場合には四四・二%というようなかなり高い採用率になつてゐるわけでございます。先ほど申しましたように、今後、獣医の場合、修士の規模が広がる。その時点においてこういつた育英会による育英の給与の水準といふものが下がらないようになつて、財政当局とも今後十分に協議をして対応をしてまいりたいと存じます。

○竹内(猛)委員 この点についても、必ずしも金のある者だけがこれを望むわけではありませんので、金のない者でもその希望のある者については教育が十分に受けられるようにしていくことが大事だと思いますので、この点はなお一層努力をしていただきたいと思います。

ここまでは教育の問題でありますけれども、医の資格を持つた者が就業をする現場の問題に触れていいかと思います。

五十年度の統計によると、公務員、農林畜産関係が四十年と比べてみるとかなりふえております。それから、衛生関係もふえておりまし、個人の医者もふえておりますけれども、多くの必要なところに獣医がおらない、こういうことが明らかになってきた。すなわち、獣医のいない市町村

そういうもののがかなりある。そしてそういうところには、たとえば酪農の近代化計画とかいうものもつくられておる。この獣医の配置と養成との関連は、先ほども言ったように、うまく結合しているのかないのか。職業の自由だから、獣医の資格を持つた者も金さえもらえればどこに行つてもいいんだというぐあいになつてゐるのか、多少その辺には獣医というものを一定の方向に差し向けて定着をさせいくような努力がされているのか、この辺は、学校の方もそういうことが計画の上に乗つてゐるのかどうなのか、これは農林省だけではありますんが、農林省の方でもそのかかわり合ひについてはどういうことになつてゐるのか、その点をお答えいただきたい。

○大場政府委員 獣医師の具体的な配置の中で特に問題になりますのは、産業獣医師の配置だろうと私どもは思つておるわけであります。

具体的に山村地域といったところを見ますと、一部ではありますけれども、獣医師が存在していない、あるいは存在しても高齢になつて、全体的に数は減少してきて、こういうような過疎的な現象が出てきて、一方、そこにおいては畜産農家といふものが現に存在しておるわけで、獣医師に対する需要といふものが強い、その需要にこたえ切れないと、いうような現象があるわけでございます。私ども、具体的に都道府県の家畜保健衛生所を通じまして、ことしの三月に産業動物獣医師の定着の実態調査をいたしましたけれども、全国で三千二百五十六市町村ありますが、その中で産業動物獣医師の不在町村が九百四十九あります。ただその中で、不在によつて影響があるところないところもあるわけであります、影響が度合いは違いますけれども、かなり広範な地域にわたりまして産業獣医師が不足しているといつた声が聞かれるわけであります。これに対しましては、いろいろな原因があるわけでありますけれども、あるところが四百十八、その中で特に影響があるところなどは二十七町十二村といふようす。ただその中で、不在によつて影響があるところないところもあるわけであります。これに対しましては、いろいろな原因があるわけでありますけれども、

ども、やはり産業獣医師を実際に必要などころに誘導、定着させるための対策が必要じゃないだろうかというようなことで、私ども、四十八年、四十九年に農林省内部におきまして産業獣医師問題の総合検討会といふものをつくりまして、いろいろ議論していただいたわけがありますが、その議論を踏まえまして、そういう山村僻地に対しましては、獣医師を定着させるためのモデル事業というものを作成中であります。

具体的に申し上げますれば、住宅の助成をしたり、診療施設の助成をしたり、診療給付の助成をしたり、そういうこともやっております。

それから、先ほど柴田先生の御質問にもお答えいたしましたが、産業獣医師を県内に定着させるための奨学金制度を今後地方公共団体と連絡をとつて拡大していくたい、こういうような検討を進めていきたいと思います。

そのほか、そういった獣医師が足りない、しかも畜産振興地域であるというところにつきましては、農業共済組合の家畜診療事業というものが根幹になつて、獣医師の供給と非常に密着しているわけでありますから、それに対しましては、これは経済局の所管でございますが、診療施設等の整備につきましていろいろ助成をお願いしておるわけであります。あるいは、市町村等におきまして足りないところは補充して診療行為を行なう。場合によつては、家畜保健衛生所の獣医自身が診療行為を行つておるといった例も、きわめてわざかではあります。

それから、そういった足りないところに産業獣医師を誘導、定着させるためには、これはあいは後ほど御議論が展開されるかもしれませんのが、やはり所得の問題、報酬の問題ということの充実が基本であります。そういう意味におきまして、これもやはり農業共済組合等におきまして、家畜診療点数の中の技術料部門を逐次改善したり、あるいは雇い上げ獣医師の手当を毎年改善いたしております。

るうかと思つております。

○竹内(猛)委員 そこで、問題が出されましたが、開業医も僻地山村には余り定着をしない。無医村地帯というのが日本には相当あると同じように、無駄医地帯というのがある。いま明らかにされたとおりですが、この歟医師が定着をしないといふ理由について、できれば大きな柱を第一、第二、第三くらい挙げてもらいたいと思う。

そしてもう一つ、それと同時に、歟医師の待遇、つまり歟医師というものがどのような待遇といふものが望ましい状態なのか、この点については、どのように考えられておるのか。ここをひとつ明瞭にしてもらいたい、こういうふうに思います。

○大塙政府委員 農山村地域において歟医師がなかなか定着しない、不足ぎみである、こういう原因はいろいろあるかと思います。あろうかと思ひます、やはり基本的には、まず第一に家畜の数が足りない、頭羽数が少ないあるいは密度が薄い、こういったことから診療の報酬が少なくなつてきている。そういった意味で、やはり所得水準というものが都会等で働く歟医師に比べて低いというようなことが、いま基本的にはあるのではないかと私ども思つております。

それからもう一つは、そういう山村僻地でありますから、社会生活上のいろいろの不便がある。たとえば、子弟の教育、そういったところにつきましても、なかなか恵まれない、こういった点がありまして、そういった社会生活上の便利の欠如というものがあるんじゃないかと思います。

それからもう一つは、これは実は今後の歟医師の教育のあり方と関係するわけでありますけれども、

へ若い人たちを持つていかせる、農村へなかなか戻らない、こういったことの原因になつていてるんじゃないかと私どもは理解しております。  
それから、所得はいかにあるべきか、これは非常にむずかしい問題でござりますが、絶対的な尺度というのはないわけでありまして、私どもやはりこれは職域によつても違うだらうと思いまます。  
ただ、先生御存じのとおり、獣医師はかなり広範なところに職域が分布しておりますから、その職域の需給状況によつても変わりますし、それから技術だとかあるいは知識、そついたもの、レベルの問題、技術習得の難易度の問題、いろいろな要因によつて規定されるわけでありますから、一概には言えないと私は思います。  
しかし、農村におりまして現実に家畜、産業動物を診療している獣医師の所得につきましては、これは先ほど申し上げましたように、共済組合といふものの勤務獣医師といふものがかなりの部分を占めているということをございますし、あるいは開業獣医師等につきましても、それによつてかなり影響を受ける、かなり密接な関係があるわけでありますから、そういう点の所得の改善をする必要があるということで、先ほど御答弁申し上げましたように、技術料部門の改善の問題だとか、雇い入れ獣医師の待遇改善の問題だとか、雇い上げ手当の改善の問題だとか、いふことは努力しておるわけであります。雇い上げ手当等の改善の具体的な数字につきましては、類似の制度があるわけでありまして、人間のお医者さん、それの雇い上げ医師といふものとのバランスをとるよう、また國家公務員等の勤務獣医師とのバランスをとするような形で、われわれは逐年その改善を図つてきている、こういうふうに考えております。  
○竹内(猛)委員 大蔵省があるいは国税庁の方が見えておると思いますが、毎年五月の初めには所得税の申告が公表されます。去年ぐらいまではその十番以内には土地を売った者がかなり入りつておりましたが、ことなどを見ますと、私の茨城県などでは二十番の中の十五人ぐらいは大体開業

医、あとはその他、こうなつておる。それで、その開業医は七二%の控除をされてもなおその中へ入つてくる、こういう状態なんです。しかし、どう見ても獣医といふものはその中には見当たらぬい。そうすると、獣医は、町の獣医師であつても何であつても、公務員である場合にはまた別でありますが、開業の獣医師であつても、そのレベルに乗つてこないわけなんです。

私の聞きたいことは、まずその七二%の控除があるのかないのか——そんなことは知つてゐるだろう、こう言われるだらうけれども、とにかくこれらは一遍尋ねておく必要がある、御答弁いただきたい。

○矢澤説明員 七二%の控除は、医師あるいは歯科医師の社会診療報酬に対し認められてゐるのでござりますので、獣医師についてはございません。

○竹内(猛)委員 ここが大体問題なんです。農林大臣が確かに免許を出すという形になつてゐるようですが、ともかく獣医師といふ同じ医師の資格を与えられ、今度は四年から六年になる。そしたら場合においても、同じ医師でありながら——私は七二%の控除がいいとか悪いとかといふわけじゃないですよ、われわれは七二%の控除には反対をしてきている、そのかわりに診療手当なり技術手当は考えてやれといふのがわれわれの考え方方ですから。——しかし、そこに差別がある。今度は少なくとも六年の課程を経て、よりりっぱな内容の充実した獣医師ができるのですから、その場合においてもその待遇といふものは変わらないのか。やはり獣医師としての差別をするのか。どうなんだろう。

あるいはまた、給与表によると、一般的医師と歯科医師は給与表の(1)表に属するのでしよう。ところが、薬剤師と歯医師は違うのですね。薬剤師、獣医師は一緒になつているというように聞いていたけれども、これは本当ですか。その辺はどうですか。

ただいまの御質問については二つの点がある。かと思ひますが、一つは、医師、歯科医師について現在七二%の必要経費の控除を認めているわけですが、その対象は社会保険診療報酬でござりますが、そこでござりますが、その辺の社会保険診療報酬でございまして、いわゆる自由診療につきましてはこの特例は認められておりません。したがいまして、獣医師の場合の報酬が、まあ自由診療ということでござりますので、その辺の社会保険診療との兼ね合いをどう考えるかという問題が一つあるかと思います。

それから第二の問題は、ただいま先生からも御指摘がございましたように、この七二%の必要経費の控除は不公平税制の最たるものでございまして、私ども力及ばずなかなか手がつきませんが、気持ちとしてはこういうものはやめていただきたいという状況でござりますので、医師と歯科医師にあらわるからといってこれを拡大をしていくということはむしろ世の中の御批判に逆行するような動きではないか、かように考えております。

○竹内(猛)委員 私はその七二%を認めるというのじゃない。そういう差別をしているのがいけないと言つてゐる。だから、同じ医師であるならば同じ取り扱いをしろということです。

そこで、一方は社会保険の診療がある、獣医だつてやはり点数で診療をしていてね。その獣医の点数は、一点が十円。しかも三年ごとでなければこれは変えることができない。物はどんどんスライドをして上がっていくのに、この点数の改定どころができない。五十年に改定をしたわけだから、今度は五十三年という形になるでしょう。要求としては、一点を四十五円か五十円ぐらいにしてくれという要求がある。ところがこれは十円に抑えられている。これはやはり診療点数でやつてゐるわけでしょう。そうすると、これを抑えているところがどこにあるわけだ。これは農林省の中で何となるのか、ならないのか。多分ほかに邊はどうですか。

存じのとおり、共済金支払い額に影響をいたしました。そういたしますと、共済掛金率の改定を伴うわけでございますから、これを毎年改定するというわけにはちょっといきませんので、法律で三年ごとの共済掛金の標準改定期に合わせて実施をすることになります。したがいまして、次の改正は昭和五十三年度になるわけでございますが、御指摘の診療点数につきましては、診療技術部門あるいはまた診療の直接費部分、それからまた往診点数等につきまして、十分人件費その他の上昇分にらみ合わせまして適正に決定をしていただきたい、かように考えておる次第でござります。

○竹内(猛)委員 これはひとつ農林大臣にぜひ聞いておいてもらいたい。先ほどから申し上げているように、四年が六年になる、仕事も同じ診療をし、資格は医者だ。ところがこれは取り扱いが大分違うのですね。こういうものをもつともっと大事にしていくということについて考えていかなければいけないのではないか、こういうふうに思う。農業といふものは、これは生産する農民もそうでありますけれども、農業に従事する者は必ずぶん低く何もかも見積もられて抑えられているという感じを、農林大臣いま話を聞いていて、どういうふうに考えられますか。

○長谷川国務大臣 そういう面もござりますし、社会的な面から考えて、やはりそれだけ認めさせていられなかつたと、いうところには欠陥がある。だから、したがつて、先ほど言われたように無医村顧っておるよう、やはり技術的に、そして学術的にその点を高めて、そして地位の向上を図りながら、したがつて、先ほど言われたように無医村というのと同じように無歴医の村であるということでござりますので、そういうような必要性と、いうものをもつと高めていかなければならぬ、こういうふうに考えております。そのときになつて初めて、御指摘のような点についての取り扱いといふものが社会的な立場に立つて行われてくるのだろうと私は考えます。

いま御審議願つているのは、何といつてもただ四年を六年にするというのではなくて、他国に比較をしてみてもまだ低い点がある、特にいわんや我が国においては、今後の動物性たん白質の点から考えていって、二百海里という問題からいつでも非常に動物性たん白の頗り場が今度は変わってきて、畜産といたところに重点が置かれてきている、そういう面も十分にその中に考慮に入れて今後の課題にしていきたいと考えております。

○竹内（猛）委員 もう時間もだんだん来ましたから最後ですが、歯医が主として活躍する場所としての農村の場合を取り上げてみて、畜産を振興しなければならない、こういうときに贈与税の問題について一つ問題があります。

それは、農地を贈与した場合には二十年の延納というもののもあるし、いろいろな便宜が圖られるところが、農地だけでは畜産の場合にはだめなのであります。たとえば酪農をやる場合には乳牛があり、それに建物がある、これを贈与する場合には、ここでその土地には便益が与えられるけれども、家畜とかあるいは建物については、それを評価されて贈与税をたっぷり取られてしまう、こういうことで若い者が後に残らない、こういう訴えがあります。私のところで三十組の酪農の若夫婦の仲人をした者から、何としてもこの税制のために後に残らないで困る、何とかこれを直してもらいたい、こういう要求が出ております。この点についてどのようにお答えをしていただけるか。

○入江説明員 もよと御説明が細かくなりまして恐縮でございますが、いま先生が御指摘になりましたとおり、農地につきましては贈与税の特別の制度がございまして、贈与時点で税金を納めなくていい、相続等の場合まで納税を猶予するという制度がございます。

それから、いまお尋ねになりましたものの中で、乳牛というお話をございました。乳牛につきましては、これは私どもの扱いいたしまして、当事者からお申し出があれば農地の場合と同様に相続



教育法第五十五条等を改正して、正式に獣医学部を制定すべきである、かように思うわけです。質問もダブる点もありますけれども、一応根本的な問題については私も重複をいとわず質問を申し上げておきたいと思いますので、ひとつあえてお答えをいただきたい、かように思います。

○佐野(文)政府委員 文部省といたしましても、この問題については獣医学の関係者、その他学識経験者の御協力を得まして、調査会で慎重に審議をいたしました。その過程で、昨年の五十一年三月にお考えがまとめられたわけでございますが、その中で修業年限を六年に延長することが望ましい、その場合にやはり学部の修業年限を六年にすることが望ましいけれども、当面は積み上げで措置することができるよう、お考えを示されております。われわれもその考え方方に従つて、今後できるだけ早い時期に、学部の修業年限を六年と進めています。

○瀬野委員 これは先ほども指摘されておりましたが、三十名、四十名で学部長ができるとなると、これは他の関係とのつき合いもあるし、また権威というものにもからってくるであります。しかし序論といふものもあるであります、かように私たちには思つておるわけです。それは当然わかりますけれども、こういったことは封建的な考え方である、私はかのように指摘せざるを得ません。それで学生が一番授業を受けやすいようにしてやるべきである、これが一番根本である、かように私は思う。早い機会にやるべきだと思うのですが、早い時期とおっしゃるけれども、実際に今回の制度が施行されまして、卒業生は第一回が五十九年になりますから、文部省としてはおおむね何年後目標にやる、おおむねの見当はつけておられますか、その点お答えください。

行つてしまひたいというふうに考えております。

それを実施する場合には、当然学部、修士課程を通じた教育課程について、いわばその基準となるものを示す。これはもちろん大綱的なものでございまして、それに基づいて各大学がそれぞれその大学の特色を生かしながら具体的なカリキュラムを考えるわけでございますけれども、それにして

その基準となる教育課程の考え方を示す必要がございます。これについては、関係の専門家の方々の御協力を得ましてすでに成案を得ておりますので、六年一貫の教育が実現をするということになれば、直ちに関係の大学の方へこれを示し、

また、関係の視学委員等の御協力を得て、十分な教育ができるようにしてまいりたいと考えております。

基本的な考え方では、学部の段階では基礎獣医学に重点を置きまして、それと畜産学あるいはその他の農学関係の学科について幅広い知識あるいは技術というものを与えるような方向で教育を進めます。そして修士の段階では、それを基礎としまして、臨床獣医学というものに重点を置きながら、同時に学生の将来の進路といふものを考えて、そ

ういった学生が選ぶ将来の進路に対応するようなります。そして修士の段階では、それを基礎としま

すが、それから伝染性臓器壞死病、それから伝染性造血器壞死病、細菌性腎臓病、外国に存在してわが国には存

在しない魚病ということとマスにつくウイルス性

出血性敗血症、ミキソゾニアシス、コイに春ウ

イルス病、こういったのがいま明らかになってお

りますけれども、今回六年の課程になつたわけで

すからせひとと魚病をカリキュラムに組んでいた

だいたい。

ところで、この魚病については国際的に検疫協定というものがあるわけですから、まだ日本

はこれについて協定もしておりませんし今後の問題であります。二百海里時代を迎えて御承知の

ごとくくる漁業から養う漁業ということでハマチ

としても養鰻としても養鱈としてもますます養殖

が盛んになっていくことは当然であり、またそ

ういう傾向に農林省も指導していくことは当然であ

ります。そうならないと動物性たん白質を供給して

いる漁民にしてもまた畜産農家にしてもまたそ

ういうことが盛んになつてしまります。必然的にこ

ういった病気がたくさん蔓延してくるということは理の当然でございます。そういったことから、私

はこういった魚病に対するカリキュラムといふもの

をぜひ組んでいただきたいと同時に、国際的に検疫

協定を結ぶよう早くせねばならぬ、こう思うの

です。またこういった淡水魚については無検査のままでなつておりますけれども、海の魚にしても

そのままになつておりますけれども、海の魚にして

ます。そこで農林省はどういうふうに理解しておるわけ

であります。

○佐々木政府委員 水産行政の立場から申し上げますと、四十八年度ころから養殖の発展に伴つて

魚病が大変ふえてまいりまして、これについての対策がきわめて重要な課題になつているのは御指摘のとおりでございます。そこで水産省といたしましても大体四十八年度ごろから魚病緊急対策事

業ということで一連の技術者の養成であるとかあるいは診断技術の確立であるとかあるいは治療の方法の開発であるとかそういうふうなことについて本格的に大学なりほかの研究機関、あるいは都道府県の試験場等と連携をとりまして取り組ん

であります。魚病の中では原因の明確でないものもまだ数多くございまして、研究

はひれ赤病、バラコロ病、えら腫炎という病気、日本における魚につく病気でございます。

はひれ赤病、バラコロ病、えら腫炎という病気、

さらにアユにビブリオ病、こういったのが在来の

日本における魚につく病気でございます。

はひれ赤病、バラコロ病、えら腫炎という病気、

さらにアユにビブリオ病、こういったのが在来の

○瀬野委員 昭和四十九年でしたか、内村水産庁長官時代にフィッシュエドクターというのをつくったらどうだろうかといふような発言もございましたが、われわれは魚病師と言つておるわけですから、御存じのように三年前から魚病講習会等が行われて現在獣医師関係いろいろ研究講習等が持たれていますことは当局も御存じだと思います。何と言つても畜産局の方でやるものだから水産庁も余りいい顔をしないということで、これまたセクト主義があつていろいろ問題が絡んでは困る、こう思うのです。昔獣医師を厚生省と農林省が分捕り合戦したという時代もあつていろいろあります。私は国民のために早く円満解決してもらいたいと思うわけです。それで国益のために何とか話し合いの場をとつてもらおう。現在東大教授の漁業専門である江草教授を仲介にして水産関係のトップと日本獣医師会のトップといろいろ話をしながら、国益のために今後トップ会談をして大いにこれを煮詰めよう、こういうふうに検討はされております。獣医師会としても仮にどちらになつても国民のために二百海里時代を迎える魚病が先ほど指摘したようにたくさんあえてくる。これは何とかして国民の健康のためにも早く手を尽くさなければならぬ。そのためにも今回やる獣医師六年制の制定によって、こういう機会にカリキュラムの中にこういった魚病に対するものも織り込んでしっかりと技術を身につけ、また力をつけて國のために尽くしてもらおうというのが一つの大きなねらいでもございますので、ぜひともその方向で御検討いただきたい。

しても、国民の健康保全上からもこれを十分検査をして対応していかねばならぬ、かように私は思っております。現在はほとんど無検査でありますので、これほど不安なことはございません。今後、こういった国際的な検疫協定ということを当然考えていかなければなりませんし、また、これに対する対応は、従来の経過から、獣医師が水産関係のトップとも話し合いをして、そして獣医師が対応するというのが当然じゃないかと私は思うのです。国際的に検疫協定の問題は、いろいろ研究してみますと、これに対応するのは動検が当然じゃないかと思います。ところが、動検では十分対処できないというふうにわれわれは理解しておりますので、どうしても獣医師が出てこなければならぬ、かのように思つております。そういう意味で、協定実施のときは獣医師が担当するという方向が望ましいのではないか、こう思つておりますので、水産関係ともよく調整をしてやつてもらいたい、こういうふうに思つております。これらについて、再度、農林大臣からでも畜産局長からでも結構ですが、当局の方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

○瀬野委員 大場局長は、水産関係でも獸医師で、もということで、限てできぬということですが、まさに局長らしい、役人らしい答弁ですけれども、一応承つておきます。

これは、この機会に本当に真剣に取り組んでいかなければいけない問題で、あなたは同じ農林省と言うけれども、実際は農林省の中でもいろいろな問題があつて、セクト主義でなかなか大変じゃないですか。うまくいけば本当に國民も不自由しないのですけれども、いろいろな問題があるわけだ。そんなきれいごとを言わずに、問題を提起しておきますから、この点については、まず水産関係のトップと日本獸医師会のトップと話し合いをして、いろいろ検討され、指導されて早急に国民のために対応できるようにしてもらいたい、かように思います。その点農林大臣、どうですか。

○長谷川国務大臣 わが國は、水産についてはまた水産試験場という別個な研究機關もございますし、ますこれらが現在は担当をしておるというような地位も持っております。しかしながら、御提案申し上げている法律改正によって獸医師が知識を高め、その技術を高めていくことによって、その経過または結果において、これらの問題にも獸医師が相当できるような人間づくりとか技術づくりをしていくともらしい、こういうふうに念願をしておるのでございまして、申し上げたように、水産庁だ畜産局だといふようなことがないようになります。

○瀬野委員 大臣、ひとつよろしく御指導いただきます。

魚は生産段階では生産者でありますけれども、魚がこれで食卓に上るまでは獸医師が担当するのが当然ではないかとわれわれは思つてゐるわけです。そういったことを含めまして、これは今後二百海里時代を迎えて十分心配される問題ですから、早急に対策をとつていただきよう、またこ

ういった話し合いを進めていたぐらうに私が願  
いしておこ次第でござります。

そこで、時間の関係もあるのではじょて質問  
してまいりますけれども、医師と歯科医師は国家  
試験を春と秋に二回やつておりますね。最近も試  
験をやつたようであります。歯科医師は春だけで  
年一回になつております。免許審議会が行う機会  
が一年に一回では不公平であり氣の毒であります。  
私は二回にすべきだと思うのです。その証拠  
には、ことは三百人落ちております。浪人者の  
合格者が三〇%で少なく現役の合格が多いという  
のが特徴になつておりますが、一年もほつておく  
といふことはまことにかわいそうです。そ  
ういった意味でどうしても年二回の試験にすべき  
であると思うのですが、この点、当局はどう検討  
しておられますか、お答えいただきたい。

○大場政府委員 獣医師法の規定によりまして獣  
医師の國家試験を行つてゐるわけでありますが、  
毎年少なくとも一回行わなければならぬとい  
う規定があるわけであります。従来、獣医師法施  
行以来毎年一回、計二十八回実施してきておるわ  
けでありますけれども、一方医師の方の國家試験  
はいま御指摘のありましたように年二回行われて  
おります。しかし、これはいろいろ考えてみます  
と、やはりそのバッタには医師の場合受験者の数  
が非常に多い。五十二年の四月では五千四百人弱  
という受験資格者であります。また一方、この一  
両日紙面をにぎわしておりますけれども、不合格  
者も多いわけです。こどしの例で見ますと、千二  
百十四人というふうに不合格も大量に出でている。  
こういったことでありまして、来年まで千人以上  
の者を全部待たすということになりますと社会的  
影響が非常に大きいということになりますと社会的  
ことになつたのではないかと私は推察しているわ  
けであります。

それから獣医師でありますけれども、これは受  
験者が比較的少のうございます。こどしの例で見  
ますと千二百十四人でありますと、不合格者はい  
ま先生の御指摘にありましたように三百人とい  
うことになります。

ことございまして、医師の場合に比べましてその不合格者を来年まで待たなくてよいことにによる社会的影響はやはりおのずから軽重の度合いはあるわけでありますから、そういう意味で、いまの環境で直ちに年二回実施しなければいけないという切迫感があるかどうか、これはまだ議論が分かれるところだと私は思います。今後皆さんの御意見をよく伺つて研究していきたいと思いますが、いまの段階で、それではすぐ年二回というぐあいに早急に踏み切るという結論を出すという事態でもないと判断しております。

○瀬野委員 いまの局長の答弁は後ほど過疎の問題

とが老齢化問題とも絡んできますので、後でまた若干お尋ねしたいと思います。

大学局長にもう一点お尋ねしてはつきりしておきたいと思うのですが、今度四年に一年の修士課程を入れて仮に希望者全員を収容していくということになれば推定四、五百億くらい金がかかるのではないかということが言われております。相当な金がかかるわけですが、五十七年までにふやすとなると施設、教員、こういったものが相当予算的にも財政援助の裏づけがなければならぬということになります。そういうことが言われております。相当の整備といったものの年次計画を立てていかなけばならぬということになるわけですけれども、そういうことについては計画を年次的に立てて十分対処するようにしておられるのか、先ほど質問を落としましたので、その点もこの機会にお答えをいただきたいと思います。

○佐野(文)政府委員 御指摘のように今後修士課程に学部段階に入つてきました者を全員原則として受け入れる体制を整えますためには、国立の場合でございましても百五十名程度の学生の定員増名程度の修士段階の学生定員の増が必要となるわけでございます。これに見合つた施設設備あるいは教員の充実ということを当然に考えなければなりません。これは先ほどもお答えいたしましたよう

に五十七年から学生が入つてくるとすれば、それが自途としてこれまでに對応に遺憾なきを期す必要があります。ただ国立の場合には、先ほど申し上げておりますように、それぞれの大学

によって事情が異なるわけでございます。現在、関係の学科として畜産学科等の非常に關係の深い学科を持つているものもございますし、そういう学科との關係でどのように整備をするかといふことも考へなければなりませんし、また、そもそも統合整備との關係、あるいはその進展状況等を見ながら施設設備の整備を考える必要がござりますので、現在の段階で確定的に各年次どの大学についてどのようにということを申し上げることが可能となることを心配するわけですが、それと同時に協議をしまして、新しい制度について施設設備なりあるいは教員の充実の面で遺憾がないように措置はいたすこととしております。

○瀬野委員 現行法規上、獣医師でなければ就業できない職種が五職種あるわけです。家畜の診療業務、家畜防疫官及び畜産防疫員、家畜保健衛生所職員、と畜検査員、狂犬病予防員、この五職種ですが、職種の資格要件として獣医師も含まれるものには食品衛生監視員、薬事監視員、家畜人工授精師等の職種があります。

そこで、こういった職種に対し、今回の改正で六年制獣医師制度が採用されることは私ども高

く評価しておるわけですから、将来のためにも、この機会に、将来に備えて当局のお考へを改めてお伺いしておきたい、かように思います。

○大場政府委員 現在、獣医師の活動分野は非常に多岐にわたっているわけでございます。病院だ

とか研究所あるいは薬品会社、そういった医学、薬学の分野で働いている獣医師の数も多いわけでございます。こういった領域は必ずしも獣医師の資格を必要としないわけではありますが、現実にそ

ういったところで雇用されている、そういう職域があるということは、獣医師が持つている獣医学的な基礎知識が薬学、医学の分野における動物実験の検査とかいったところに需要があるからだと私は認識しております。

それで、四年制が六年制になりますれば社会的報酬が高くなることは当然であるうと思いますけれども、しかし、私どもの考えいたしましては、

處遇が仮に引き上げられたとしたましても、今後人畜共通の伝染病の問題、あるいは食品の安全性に関する試験研究の問題、あるいは実験動物に

関する試験研究の問題、そういう面における需

れを自途としてこれまでに對応に遺憾なきを期す必要があります。ただ国立の場合には、先ほど申し上げておりますように、それぞれの大学

によって事情が異なるわけでございます。現在、

関係の学科として畜産学科等の非常に關係の深い

学科を持つているものもございますし、そういう

ことでも考へなければなりませんし、また、そもそも統合整備との關係、あるいはその進展状況等を

見ながら施設設備の整備を考える必要がござりますので、現在の段階で確定的に各年次どの大学に

ついてどのようにということを申し上げることが可能となることを心配するわけですが、それと同時に協議をしまして、新しい制度について施

設設備なりあるいは教員の充実の面で遺憾がないように措置はいたすこととしております。

○瀬野委員 現行法規上、獣医師でなければ就業

できない職種が五職種あるわけです。家畜の診療

業務、家畜防疫官及び畜産防疫員、家畜保健衛生

所職員、と畜検査員、狂犬病予防員、この五職種

ですが、職種の資格要件として獣医師も含まれる

ものには食品衛生監視員、薬事監視員、家畜人工

授精師等の職種があります。

そこで、こういった職種に対し、今回の改正で六年制獣医師制度が採用されることは私ども高

く評価しておるわけですから、将来のためにも、この機会に、将来に備えて当局のお考へを改めさせてお伺いしておきたい、かように思います。

○大場政府委員 現在、獣医師の活動分野は非常に多岐にわたっているわけでございます。病院だ

とか研究所あるいは薬品会社、そういった医学、

薬学の分野で働いている獣医師の数も多いわけでございます。こういった領域は必ずしも獣医師の

資格を必要としないわけではありますが、現実にそ

ういったところで雇用されている、そういう職域

があるということは、獣医師が持つている獣医学

的な基礎知識が薬学、医学の分野における動物実

験の検査とかいったところに需要があるからだと私は認識しております。

それで、四年制が六年制になりますれば社会的報酬が高くなることは当然であるうと思いますけれども、しかし、私どもの考えいたしましては、

處遇が仮に引き上げられたとしたましても、今後人畜共通の伝染病の問題、あるいは食品の安全

性に関する試験研究の問題、あるいは実験動物に

関する試験研究の問題、そういう面における需

れを自途としてこれまでに對応に遺憾なきを期す

必要があります。ただ国立の場合には、先ほど申し上げておりますように、それぞれの大学

によって事情が異なるわけでございます。現在、

関係の学科として畜産学科等の非常に關係の深い

学科を持つているものもございますし、そういう

ことでも考へなければなりませんし、また、そもそも統合整備との關係、あるいはその進展状況等を

見ながら施設設備の整備を考える必要がござりますので、現在の段階で確定的に各年次どの大学に

ついてどのようにということを申し上げることが可能となることを心配するわけですが、それと同時に協議をしまして、新しい制度について施

設設備なりあるいは教員の充実の面で遺憾がないように措置はいたすこととしております。

○瀬野委員 現行法規上、獣医師でなければ就業

できない職種が五職種あるわけです。家畜の診療

業務、家畜防疫官及び畜産防疫員、家畜保健衛生

所職員、と畜検査員、狂犬病予防員、この五職種

ですが、職種の資格要件として獣医師も含まれる

ものには食品衛生監視員、薬事監視員、家畜人工

授精師等の職種があります。

そこで、こういった職種に対し、今回の改正で六年制獣医師制度が採用されることは私ども高

く評価しておるわけですから、将来のためにも、この機会に、将来に備えて当局のお考へを改めさせてお伺いしておきたい、かように思います。

○大場政府委員 現在、獣医師の活動分野は非常に多岐にわたっているわけでございます。病院だ

とか研究所あるいは薬品会社、そういった医学、

薬学の分野で働いている獣医師の数も多いわけでございます。こういった領域は必ずしも獣医師の

資格を必要としないわけではありますが、現実にそ

ういったところで雇用されている、そういう職域

があるということは、獣医師が持つている獣医学

的な基礎知識が薬学、医学の分野における動物実

験の検査とかいったところに需要があるからだと私は認識しております。

それで、四年制が六年制になりますれば社会的報酬が高くなることは当然であるうと思いますけれども、しかし、私どもの考えいたしましては、

處遇が仮に引き上げられたとしたまでも、今後人畜共通の伝染病の問題、あるいは食品の安全

性に関する試験研究の問題、あるいは実験動物に

関する試験研究の問題、そういう面における需

れを自途としてこれまでに對応に遺憾なきを期す

必要があります。ただ国立の場合には、先ほど申し上げておりますように、それぞれの大学

によって事情が異なるわけでございます。現在、

関係の学科として畜産学科等の非常に關係の深い

学科を持つているものもございますし、そういう

ことでも考へなければなりませんし、また、そもそも統合整備との關係、あるいはその進展状況等を

見ながら施設設備の整備を考える必要がござりますので、現在の段階で確定的に各年次どの大学に

ついてどのように一事を申し上げることが可能となることを心配するわけですが、それと同時に協議をしまして、新しい制度について施

設設備なりあるいは教員の充実の面で遺憾がないように措置はいたすこととしております。

○瀬野委員 現行法規上、獣医師でなければ就業

できない職種が五職種あるわけです。家畜の診療

業務、家畜防疫官及び畜産防疫員、家畜保健衛生

所職員、と畜検査員、狂犬病予防員、この五職種

ですが、職種の資格要件として獣医師も含まれる

ものには食品衛生監視員、薬事監視員、家畜人工

授精師等の職種があります。

そこで、こういった職種に対し、今回の改正で六年制獣医師制度が採用されることは私ども高

く評価しておるわけですから、将来のためにも、この機会に、将来に備えて当局のお考へを改めさせてお伺いしておきたい、かように思います。

○大場政府委員 現在、獣医師の活動分野は非常に多岐にわたっているわけでございます。病院だ

とか研究所あるいは薬品会社、そういった医学、

薬学の分野で働いている獣医師の数も多いわけでございます。こういった領域は必ずしも獣医師の

資格を必要としないわけではありますが、現実にそ

ういったところで雇用されている、そういう職域

があるということは、獣医師が持つている獣医学

的な基礎知識が薬学、医学の分野における動物実

験の検査とかいったところに需要があるからだと私は認識しております。

それで、四年制が六年制になりますれば社会的報酬が高くなることは当然であるうと思いますけれども、しかし、私どもの考えいたしましては、

處遇が仮に引き上げられたとしたまでも、今後人畜共通の伝染病の問題、あるいは食品の安全

性に関する試験研究の問題、あるいは実験動物に

関する試験研究の問題、そういう面における需

れを自途としてこれまでに對応に遺憾なきを期す

必要があります。ただ国立の場合には、先ほど申し上げておりますように、それぞれの大学

によって事情が異なるわけでございます。現在、

関係の学科として畜産学科等の非常に關係の深い

学科を持つているものもございますし、そういう

ことでも考へなければなりませんし、また、そもそも統合整備との關係、あるいはその進展状況等を

見ながら施設設備の整備を考える必要がござりますので、現在の段階で確定的に各年次どの大学に

ついてどのように一事を申し上げることが可能となることを心配するわけですが、それと同時に協議をしまして、新しい制度について施

設設備なりあるいは教員の充実の面で遺憾がないように措置はいたすこととしております。

○瀬野委員 現行法規上、獣医師でなければ就業

できない職種が五職種あるわけです。家畜の診療

業務、家畜防疫官及び畜産防疫員、家畜保健衛生

所職員、と畜検査員、狂犬病予防員、この五職種

ですが、職種の資格要件として獣医師も含まれる

ものには食品衛生監視員、薬事監視員、家畜人工

授精師等の職種があります。

そこで、こういった職種に対し、今回の改正で六年制獣医師制度が採用されることは私ども高

く評価しておるわけですから、将来のためにも、この機会に、将来に備えて当局のお考へを改めさせてお伺いしておきたい、かのように思います。

○大場政府委員 異なる職種の確保については十分努力する

必要があります。この獣医学教育年限延長については努力していかなければなりません。

○瀬野委員 異なる職種の確保については十分努力する

必要があります。この獣医学教育年限延長については努力していかなければなりません。

んでそれなりの効果を上げている例も多々あります。私どもそういった県、まだ実施していない地方公共団体と連携をとつて農林省自身何らかのお手伝いができないかどうか、そりやった点について、いま私ども内部で作業中であります。成案を得ますれば、いろいろ関係方面と折衝してできるだけ実現いたしたい、そういう気持ちでおります。  
○瀬野委員　さらに公衆衛生関係で、と畜検査員と狂犬病予防員、この二種類の分野について獣医師でなくてはならぬということになつておりますが、実際は他の職域が侵されるということになつてくるわけです。そりやった意味で私たちは今後この獣医師を定着させて本当に産業動物にも力を入れていくようにならぬということになつておりますが、現在産業動物の分野にぜひ入りたるわけですが、現在産業動物の分野にぜひ入りたいという学生もおるわけですから、現在の状況では牛馬の実験動物というのがいないためになかなか勉強もできないということで、入つていこうとしてもいけないというのが実情でございます。

そういうことで、学校を卒業したら獣医師会が再教育の研修の場を持つてやる、こういうようにして温かい教育をするというようなことも当然考えるべきではないか。これは競馬益金を使うとかいろいろな方法もあるだらうと思いますが、いずれにしても最近産業動物から小動物、愛玩動物へいく獣医師が多くなつてきた。また都市部においては老齢化がだんだん進んできたということでき、大変われわれは心配しております。将来ガソリンが有限であるということから、昔牛馬を使つて馬耕牛耕をやつておりましたが、石油がなくなつてくるとまた歴史は繰り返すで、われわれの子孫の時代になりますとまた牛馬を使うといふ時代がやってくるということもこれは決して笑い事ではないと思う。そうなりますと、やはり獣医師、こういったものを山村に定着させなければならぬし、またそういった牛馬等のいわゆる産業動物に対する経験者を養成しておかなければ、将来にわかつて大変なることになるんじゃないかな、こういう

ようになると、将来をおもんぱかっておるわけですが、そ  
ういった面でいま申しましたように一つの例とし  
て、実際に生徒が産業動物の分野に入つて、いこう  
と思うけれども、なかなか牛馬の実験動物がない  
う意味で、先ほど申しましたような獣医師会にい  
わゆる補助をするなりまたは獣医師会が再教育の  
場をやるということで、何かいろいろ道を開いて  
いたぐりと、ということを十分検討してもらいたいと  
思うのですが、その点についてお答えをいただき  
たい。

○大場政府委員 ことに、大都市に存在する獣医  
の学校の学生が、牛馬に親しみたくてもそういうつ  
た実験動物がないというようなことが間々あるわ  
けであります。私ども、もちろんベットの獣医と  
いうこともそれなりの存在理由があると思うわけで  
あります。が、やはり獣医自身、教育の課程で産  
業動物の授業がなくなつてしまふ、そういうよう  
なことであつてはこれはゆゆしき問題だと認識し  
ております。ですから、やはり現場において大家  
畜に直接接觸して畜産の現況を知つてもらうと、  
いうことが必要であります。

そういう意味で、幸い畜産業者の中では国立の  
種畜牧場あるいは地方の種畜牧場、試験場といら  
るものもござりますから、そういうところで研修  
を受け入れるというような、現場の研修の場を提  
供するということは、これは喜んでいたしたいと  
思つておりますし、またしておるわけであります。

それから、現実に社会に出ました獣医師に対し  
まして、やはりこれはいろいろ再教育をする必要  
があるだろう。これは國家畜衛生試験場等にお  
きまして再教育をしておりますし、あるいは地方  
におきましては農協あるいは市町村のそういった  
獣医師の方に対する家畜保健衛生所を中心とした  
研修施設で研修をするというようなことをやつて  
おります。ですから、いま御指摘になりました獣  
医師御自身が、やはり自分自身の傘下の獣医師を

○濱野委員 先ほど申しました老齢化の問題についても、私も地方を回りますと獣医師がほとんど年配者で二ヵ村、三ヵ町村を受け持つたりしてあっちこち飛び回ったりしているところをよく見かけるわけあります。そういったものを見ますと、これで疫病がはやつたり、あるいはまたその獣医師が病気で入院でもした場合にはどうするだろうかと思うと、なかなか他町村からまた他県からといつても大変でありますし、心配をすることがわれわれの行く先、行く先でしばしば突き当たってまいります。

そういういた面においても雇い上げ獣医師手当が少なかつたり、または畜産診療所の整備をしなければならぬとかいろいろな問題もあるわけですから、私は獣医師の待遇そのものを考えてあげねければいかぬ、かように思っておるわけですが、れども、こういったことについても毎回いろいろ当局に見解を聞いておりますが、こういった本法改正に当たってひとつ大場畜産局長から改めて獣医師の待遇問題、将来の獣医師のあり方等についてお考えを聞いておきたいと思います。

○大場政府委員 主としてお尋ねは農村における産業獣医師の不足対策、こういったことと関連しているだらうと思うわけであります。私ども、やはりそれに対する対策いたしましては、農村地域、ことに山村地域でありますけれども、それに對して獣医師が非常に老齢化している、また數が少なくなっているということに対しましては、その理由はそれなりにあるわけでありまして、それは診療報酬が少なくなってきて、あるいは社会生活の不便があるということからなかなかそつちの方へ流れない、こういったことがあるわけですから、それをお解決することが重要であるありますから、それを御相談してその充実を図っていただきたいと思います。

十年度からモデル事業といふものを実施いたしました。それでよりまし住宅の補助あるいは器具、診療施設、そいつたものに助成しております。あるいは建物そのものの助成も共済組合等についてはして、それによりまし住宅の補助あるいは器具、診療施設、そいつたものに助成しております。これから所得の確保という点につきましては、これは何と申しましても農業共済組合の勤務獣医師といふものが、現実にはそういった農村における獣医師の所得というものを律する大きな影響を与えるわけでありますから、これにつきましては診療点数の中の技術料部門を五十年度において七五%引き上げる措置をとっておりますし、それから、いろいろ家畜保健衛生所あるいは自営防疫組織その他において雇われておられます雇い上げ獣医師の雇い上げ手当のアップということも、これは毎年かなりの充実を図っているつもりであります。そういうふたつ努力を今後とも続けていきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げました奨学金制度、農村に定着するための奨学金制度といふこともやはり今後の政策の一つの重要な問題として検討していくべきだというふうに考えております。

○瀬野委員 大場畜産局長にここでお尋ねしておきますけれども、獣医師の職責といふものはまさに重要であるということは、これは十分われわれが認識しておるわけですが、國鉄なんかのストライキでござりますと、これは国民に相当影響を受けることも事実であります。が、獣医師が三日間ストライキを起こせば、これは日本の国民の生活に重大な影響を及ぼし、国民は途端に餓死するといふような事態まで起きるというように、影響は大きいことはこれは当然であります。

私はあえてこれを申し上げるのは、国民の皆さん方にはいわゆる人体に対する医者と違いまして獣医師に対する認識が薄い。陰の力みたいな存在になつてゐる。また、それだけに獣医師もプライドを持ってやつてもらいたい。今回六年制の大学にもなるわけですから、大いにひとつ力をつけて

今後国民のために十分対策を講じていただきた  
に、あえて私は大場畜産局長にお尋ねするわけで  
すけれどもこの席で獣医師はこういう意味で大  
事であるということを国民にわかりやすくひとつ  
説明をしていただきたい。

○大場政府委員 獣医師の職責の問題であります

が、これは一般的に表現をすれば畜産の振興に寄  
与する、あるいは公衆衛生の向上に寄与するとい

うことに尽きるわけがありますが、しかし、具体

的にそういう任務をどういう形で担つてあるか  
といいますと、これは非常に多面的であります。

多様であります。とくに獣医師と申しますと家畜

の診療だけをする、病気を治すということに世間

一般は理解しがちでありますけれども、それはも

ちろん非常に基礎的な大事な部門であります。

それだけではなく非常に多方面にわたって社会で

活躍しているということが実態でありますけれども、それはも

ちろん非常に基礎的な大事な部門であります。

具体的に申し上げますれば、基礎的な問題とい

たしましてはいろいろ診療事業をやっている。こ

れは家畜の開業獣医という形もございましょう

とあります。

農業協同組合等におきまして、多数の獣医が勤務

いたします。

われわれの食生活に非常に關係の多い公衆衛生

部門におきましても、いろいろ保健所だとか病院

だとあるいは食肉センターということもござい

ますし、それから食品衛生監視員なんかはかなり

獣医師が担つておられる面が多くございます。それか

ら、われわれが常日ごろ食べている食肉にいたしま

しても、これは屠畜場で獣医師が現実にそういう

もの検査している、こういったことがあるわ

けでありますから、そういうわかれわれの食生活  
にまさに密着しているような仕事をまた同時にし  
ておるわけであります。

家畜改良というような基礎的な面につきまして

は、種畜場とかあるいは種鷄場とかそういうた

ところいろいろ生産の基礎的な部門を担つてお

りますし、その他試験研究機関、これは家畜衛生

試験場とか畜産試験場とか農業試験場とかいろいろ

おございますが、そういったところにも分かれて

おります。

企業では乳業会社あるいは製薬会社、飼料会社、

いろいろ多面的な活動を企業においてもしている

ということございまして、どうも先生の御質問

に対して忠実なお答えができたかどうかわかりま

せんけれども、多面的な活動をしながら社会の重

要な部門を担つてているというふうに私どもは認識

しております。

○瀬野委員 獣医師の職責の重大なことが、いま

おっしゃるようなことが国民の皆さんになんかか

理解されないと思うので、あえて答弁してい

ただきましたが、こういったことについても農林

省としては十分考えてもらわなければいかぬし、

またわれわれもさらに認識をしていかなければな

らぬ。こういった獣医師法の一部改正の法律の署

名で金を出すということを考えていかなかつ

たらば、このよだな時代を迎えて将来大変なこ

となるのではないかと思っております。すなわ

ち管理獣医師の制度を考え、コンサルテーション

で食べていかれるよう、獣医師が十分意欲的

にやれるよう考へるべきではないか、かよ

うに思うわけです。いろいろ今までやつてきた

ことはいわば結果に対する手当てでございますけ

れども、予防という面で、國民にもっと知つていい

ただいて、獣医師に大きく働いていただく、そし

て予防で金が取れて生活できるように、そして日

本国民の健康を守つていただくよう今後積極的

にやるべきである、かようにも思つわけです。農林

大臣からでもいいし、また局長からでも結構です

が、重大な問題を一番最後にいたしましたが、あ

えて当局の見解を承つておきたい。

○大場政府委員 予防が治療にまさる、これは御

指摘のとおりであります。家畜伝染病なんかで場

合によつては殺処分をしなければならないとい

うこともありますし、最近の集団飼育、大規模經營

などになりますれば、一たん病気が発生す

れば、それに伴つて農家の受けける損害も大規模に

なつてきているわけでありますから、予防の重要

性、ことに獣医師行政における予防の重要性とい

うことは御指摘のとおりだと私は認識しております。

御存じのよう、予防は治療に優先するという

言葉がございますが、病気にならないように予防

措置をする十分な報酬が与えられないで、国が

もつと積極的に予算措置をすべきじゃないか。家

畜衛生対策に獣医師が対応していくようには國の施

策を考へてもらいたい、私はかようにも思つてお

ます。獣医師は主として、家畜が病気になつて診療

をして、そして金をいただくということになつてお

りますが、現在は予防では金が取れないわけで

あります。予防は治療に優先する、こういう考え

方でいくと当然予防が大事であります。いろいろ

な意味で予防が大事であります、この事前の予

防措置として衛生対策に助言することに対しても

おつしやるようなことが國民の皆さんになんかか

理解されないと思うので、あえて答弁してい

ただきましたが、こういったことについても農林

省としては十分考えてもらわなければいかぬし、

またわれわれもさらに認識をしていかなければな

らぬ。こういった獣医師法の一部改正の法律の署

名で金を出すということを考えていかなかつ

たらば、このよだな時代を迎えて将来大変なこ

となるのではないかと思つております。すなわ

ち管理獣医師の制度を考え、コンサルテーション

で食べていかれるよう、獣医師が十分意欲的

にやれるよう考へるべきではないか、かよ

うに思うわけです。いろいろ今までやつてきた

ことはいわば結果に対する手当てでございますけ

れども、予防という面で、國民にもっと知つていい

ただいて、獣医師に大きく働いていただく、そし

て予防で金が取れて生活できるように、そして日

本国民の健康を守つていただくよう今後積極的

にやるべきである、かようにも思つわけです。農林

大臣からでもいいし、また局長からでも結構です

が、重大な問題を一番最後にいたしましたが、あ

えて当局の見解を承つておきたい。

○瀬野委員 大臣、いまの件について大臣はどう

いう見解をお持ちですか、お答えください。

○長谷川國務大臣 予防ということは、獣医師ば

かりではなくて、全般的にすべてのものに予防と

いうことが一番大きな役割りをすると思います。

特にこれらの問題につきましては、その予防とい

う点に重点を置いて今後も進めなければならぬだ

けであります。したがつて、農家の受ける損害も大規

模になつてきているわけでありますから、予防の重

要性、ことに獣医師行政における予防の重要性とい

うことは御指摘のとおりだと私は認識しております。

○瀬野委員 あと時間の範囲でお尋ねいたしましたが、財団法人日本動物愛護協会、これは三十一年十一月二日農林大臣認可で付属病院を持っておりますが、端的に申して、本来の動物愛護の精神を逸脱して商業主義に走り、開業獣医の生活権を侵害するという問題で、本件の問題を本来の愛護の姿に返すべく、私は政府を追及したわけであります。その間、去る五十年十一月五日、当委員会で第一回に質問を行い、さらに五十一年五月十九日にも政府の見解についてただしたところでございましたが、去る五十年十一月二十一日に監査を要求し、農林省は二十年間も監査していないかったことが明らかになり、その監査を早速やるということとで五十年十二月四日、五日に監査を実施されまして、五十一年七月二十二日にその結果を私はいたしました。その後三回にわたって監査の結果等をお伺いしたわけですけれども、時間の関係で詳しくは申しませんが、この動愛について農林省が行った監査以来どうなつておるか、またいかなる指導監督をされたか、お答えいただきたい。

○大場政府委員 動物愛護協会は、いま御指摘になりましたように一昨年の暮れに監査をしたわけであります。その結果、経営内容その他管理、運営について特に著しく不適当だと認められる点はなかったわけですから、しかし二、三改善をすべき点ということで指摘したことございました。

例を申し上げますと、神奈川県厚木市の土地の買収代金の仮支払いでございますが、これを精算をしていなかつたわけでござりますが、これは早く精算をしろ、きちんとした処理をしておけという指摘をしたわけであります。五十一年四月に精算を行つて相手方から残額を回収しております。それから明星食品株式会社から受領いたしまして、でもやはり適当ではないと判断いたしまして、五十年から新たに基本財産準備特別会計を設けてこ形で受け入れております。これは先生から御指摘があつたわけでございますが、これにつきましてもやはり適当ではないと判断いたしまして、五

れに繰り入れさせて、こういった善後処理を行わせております。そのほか獣医師とのいろいろの紛争の問題につきましては、できるだけ円満な形で話し合いをするようにというような一般的な指導は不斷にいたしております。

○瀬野委員 そこで現状は開店休業みたいなことになつておるようになります。われわれは伺つておりますけれども、どういう状態になつておるか、今後の見通しはどうですか、お答えください。

○大場政府委員 動物愛護協会は渋谷区から移りまして、動物病院の設置場所をいま探してきていいわけですが、その間にいろいろ混乱があつたことは先生御存じのとおりであります。昨年の十一月に渋谷区の神宮前のビルに移転いたしておりますが、これにつきましても地元住民ないしは東京都獣医師会から反対運動があつて、現在活動愛協会は病院の運営を中断しております。私どもいたしましては、この問題は基本的にはただいま申し上げましたように、双方の話し合いによって解決すべき問題であるというふうに認識しておりますが、いろいろ從来からの経緯がありまして、かなり問題がこじれています。私どもいたしましても話し合いの雰囲気づくりには努力をしていきたい、從来もしておりますが、していきたいと思います。

現状でございますが、活動愛協会では病院経営は当面休止するということと、それから今後の病院のあり方については動物愛護協会あるいは獣医師会、農林省を含めての三者で検討するという方向で解決案を検討していくというふうに聞いております。それが現状でございます。

○瀬野委員 本員が過去に何回か指摘してまいりましたが、理事長の責任と言われる主な疑惑を申し上げると、いま大場畜産局長から若干の監査結果の指摘等ございましたが、一つには昭和四十八年十一月三十日、基本財産の処分に際し、その一部三億円を理事長個人名義の三井銀行の口座に入金したという点。二つには、昭和四十九年六月五日厚木に代替地を購入し二億五千万円、エイシア

ン社、これは仲介業者であります、に支払つて  
いますが、物件が今まで登記されてしまつて  
二千三百万円過払いになつております。しかもこ  
のエイシン社はすでに日本では廃業しております  
して問題である、かようには私は指摘をしておると  
ころであります。三つには、昭和四十八年、移転  
先のめどもつかないのに基本財産である協会敷地  
を売却し、厚木を二億五千万円、新宿大京町を二  
億円、渋谷区代々木で移転トラブルで八百万  
円——いま局長おつしやつたように、開店休業み  
たいになつてゐるところに八百万円を使つてい  
る。渋谷区神宮前で四千万円と、五億円近い財産  
を現在のところむだ遣いしたことになる、こうい  
うふうに巷間言われておりますけれども、この点  
については十分承知しておられるか、またどうい  
う指導監督をしておられるか、簡潔にお答えください  
さう。

それから三番目の厚木で一億五千万、大京町で二億円、代々木のところで八百万円、神宮前四十円、五億円近い財産をむだ遣いしているんじやないかというような意味の御指摘だったかと思いますが、それは先生御指摘になりましたように、金額は大体そういうようなものであろうと思います。しかし、厚木、大京町の土地につきましては、使用した金銭に見合う財産を取得しているところでありますし、また代々木等のトラブルに出費をいたしましたのも、これは若干の出費はやむを得ないというふうに考えておるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、協会の経理、運営につきましては外から疑惑を持たれないような形で、オープンな形で運営するということは、これは基本的に大事なことであろうというふうに、私どもそういう認識で指導していきたいと思いまします。

医師会は、理事長では話し合ひができない、信義に基づかない話し合いは何回やつてもだめだ、こういうふうに反対同盟の皆さん方もおっしゃつておられます。私は理事長は責任をとるべきじゃないか、こういうふうに思うのですけれども、こういったことについて当局はどう考えておられるか。

れを承りたいとおもいます。私これを承  
りたいと思いますのは、昭和二十四年に新制大学  
制度が制定されて以降今日まで獣医学教育は四年  
制が採用されており、現在の過半の獣医師はこう  
した教育を受けておるわけですが、これがが  
す承りたいと思うのでござります。

○大場政府委員 現行制度が発足いたしまして二十年余りたっているわけでありますから、非常に畜産の環境が変つてきている。具体的に申上げて

産の環境が変わってきた。具体的には申し」にすれば畜産の飼養をする環境自身が変わって非常に多頭化してきているというようなことがある

と思います。従来発生しなかつたような病気が発生しているということもありますし、それからあ

るいは生産性向上を追求する余り、たとえば優秀な乳牛でありますたら乳房炎にかかりやすいとい

うようなことも出てきておりますし、非常に病気自身が多様化してきている。それから科学の進歩、

知識の進歩に応じまして分化してきているということがあります。ですから昔みたいに

西の「獣医師」は、西の「獣医師」がすべての病気をカバーするというような環境ではなくて、獣医師の診療態様、獣医

的の態様というものがかなり分化・多極化していることが一つ大きな事由じゃないかと思います。

思ひます  
それからやはり経営規模が拡大しておりますか  
あ、一たん病気が発生しますと、それの云々

りまして非常に損害が大きくなる、適確な処置をしなければならないということもあると思いま

す。それから海外との交流で、いろいろ從来日本になかったような、たとえば豚の水胞病といった

悪性伝染病というものの発生もある。かつて日本の獣医師が経験しなかったようなことも起きています。

るわけであります。それから安全な畜産食品といふものの供給という点で、たとえば飼料ないしは

飼料添加物、こういったものの規制というのも出てきているわけでありまして、いろいろ毒性の問題だとかあるいは残留性の問題だとかあるわけ

第一類第八号 農林水產委員會議錄第二十四号

昭和五十二年五月十一日

医師会は、理事長では話し合いでできない、信義に基づかない話し合いは何回やつてもだめだ、こういったふうに反対同盟の皆さん方もおっしゃっています。私は理事長は責任をとるべきじゃないと同時に、今後動愛問題について話し合いをしていく場合に、獣医師会と動愛、また農林省を交え三者の話し合いがつかない限り進展しないといふことについて当局はどう考えておられるか。

大場政府委員 病院ないしは診療所の開設の問題につきましては、たまたま御答弁いたしましたように当面休止する。それから今後の問題について動愛自身も検討中であります。

いろいろこの問題は感情的なものれも一時はあつたかと思いますし、そのほかいろいろな複雑なあつれきがあったわけで、なかなかほぐすのには若干の時間を要する問題、工夫を要する問題であります。ですから私ども、動愛とそれから獣医師会、両方の立場をよく伺つて、できるだけ話し合ひの雰囲気づくりに今後とも努力していきたいと考えております。

○大場政府委員 どうか最大の努力をお願いして質問を終わります。

○金子委員長 稲富委員君。

○稻富委員 私は持ち時間が至つて短うございまので、先刻から同僚各位が質問された問題と重複する点が多々あると思いますけれども、要点についてかいつまんで二、三お尋ねをいたしたいと

最初にお尋ねいたしたいことは、まずから大臣はひとつつくりそこで休んでおつぶさうのであります。大臣はお疲れのようございますから、答弁は大臣でなくとも結構ございまつたくなりますけれども、要点についてかいつまんで二、三お尋ねをいたしたいと

いたいと思います。

○大場政府委員 病院ないしは診療所の開設の問題につきましては、たまたま御答弁いたしましたように当面休止する。それから今後の問題について動愛自身も検討中であります。

いろいろこの問題は感情的なものれも一時はあつたかと思いますし、そのほかいろいろな複雑なあつれきがあったわけで、なかなかほぐすのには若干の時間を要する問題、工夫を要する問題であります。ですから私ども、動愛とそれから獣医師会、両方の立場をよく伺つて、できるだけ話し合ひの雰囲気づくりに今後とも努力していきたいと考えております。

○大場政府委員 どうか最大の努力をお願いして質問を終わります。

○金子委員長 稲富委員君。

○稻富委員 私は持ち時間が至つて短うございまので、先刻から同僚各位が質問された問題と重複する点が多々あると思いますけれども、要点についてかいつまんで二、三お尋ねをいたしたいと

いたいと思います。

○大場政府委員 現行制度が発足いたしまして二十年余りたっているわけですが、非常に畜産の環境が変わってきている。具体的に申し上げますれば畜産の飼養をする環境自身が変わって非常に多頭化してきているというようなことがあります。従来発生しなかつたような病気が発生しているということもありますし、それからあるいは生産性向上を追求する余り、たとえば優秀な乳牛でありましたら乳房炎にかかりやすいというようなことも出てきておりますし、非常に病気自身が多様化してきている。それから科学の進歩、知見の進歩に応じまして分化してきてるということがあるわけであります。ですから昔みたいに一人の獣医師がすべての病気をカバーするというような環境ではなくて、獣医師の診療態様、獣医師の態様というものがかなり分化、多極化してきているということが一つ大きな事由じゃないかと思います。

○稻富委員 それからやはり経営規模が拡大しておりますから、「たん病気が発生しますと、その伝播によりまして非常に損害が大きくなる、適確な処置をしなければならない」ということもあると思います。それから海外との交流で、いろいろ從来日本になかったような、たとえば豚の水痘病といった悪性伝染病というものの発生もある。かつて日本の獣医師が経験しなかつたようなことも起きていました。それから安全な畜産食品といふものの供給という点で、たとえば飼料なしは飼料添加物、こういったものの規制というのもも出でてきているわけでありますけれども、いろいろ毒性の問題だとかあるいは残留性の問題だとかあるわけ

れを承りたいと思うのでございます。私これを承りたいと思いますのは、昭和二十四年に新制大学制度が制定されて以降今日まで獣医学教育は四年制が採用されており、現在の過半の獣医師はこうした教育を受けておるわけですが、これが獣医師としての仕事を遂行する上でどういうような具体的な支障が生じているか、こういう点をまず承りたいと思うのでございます。

○大場政府委員 現行制度が発足いたしまして二十年余りたっているわけですが、非常に畜産の環境が変ってきている。具体的に申し上げますれば畜産の飼養をする環境自身が変わって非常に多頭化してきているというようなことがあります。従来発生しなかつたような病気が発生しているということもありますし、それからあるいは生産性向上を追求する余り、たとえば優秀な乳牛でありましたら乳房炎にかかりやすいというようなことも出てきておりますし、非常に病気自身が多様化してきている。それから科学の進歩、知見の進歩に応じまして分化してきてるということがあるわけであります。ですから昔みたいに一人の獣医師がすべての病気をカバーするというような環境ではなくて、獣医師の診療態様、獣医師の態様というものがかなり分化、多極化してきているということが一つ大きな事由じゃないかと思います。

○稻富委員 それからやはり経営規模が拡大しておりますから、「たん病気が発生しますと、その伝播によりまして非常に損害が大きくなる、適確な処置をしなければならない」ということもあると思います。それから海外との交流で、いろいろ從来日本になかったような、たとえば豚の水痘病といった悪性伝染病というものの発生もある。かつて日本の獣医師が経験しなかつたようなことも起きていました。それから安全な畜産食品といふものの供給という点で、たとえば飼料なしは

元来、獣医師教育は、現在四年になつておりますけれども、発足した当初からやはり専門課程二年というのではなくて、急に出てきたという話ではもちろんございません。ございませんが、獣医師行政の一つの歩みといふものは、やはり獣医師のレベルアップ、素質の向上といふことの歴史と言つても過言ではないというふうに認識しておりますが、たまたまそれが、遅いではないかという御指摘もあるぐらいに、今日の日程にやつと上ったと

いうふうに私は認識しております。

○稻富委員 その点は十分了解することができますが、さらにもう一つ意味からもうしなければならないということもあると思います。それから海外との交流で、いろいろ從来日本になかったような、たとえば豚の水痘病といった悪性伝染病というものの発生もある。かつて日本の獣医師が経験しなかつたようなことも起きていました。それから安全な畜産食品といふものの供給という点で、たとえば飼料なしは

であります。そいつた從来なかつた知識からも、たとえば放射線、レントゲンを使いました大家畜の治療ということも新しい分野として現実に出てきているわけであります。そいつたことが、それから先ほど来た御質疑の過程で出ましたように、魚病学というような新しい分野が魚の養殖の進歩に応じて要求せられてきている。こういったこともありますし、非常に多面的な形で畜産方面的生産、流通あるいは消費というようなものが変わってきて、獣医師に対する、何といふか、知識なり技能というもののレベルアップの要求が具体的日程として迫ってきてるというふうに私も思つております。

元来、獣医師教育は、現在四年になつておりますけれども、発足した当初からやはり専門課程二年というのではなくて、急に出てきたという話ではもちろんございません。ございませんが、獣医師行政の一つの歩みといふものは、やはり獣医師のレベルアップ、素質の向上といふことの歴史と言つても過言ではないというふうに認識しておりますが、たまたまそれが、遅いではないかという御指摘もあるぐらいに、今日の日程にやつと上ったと

いうふうに私は認識しております。

○稻富委員 その点は十分理解することができますが、さらにもう一つ意味からもうしぬべきではないかと思いますことは、この点に関しましては、特に産業動物獣医師についての学校における学問的な教育の充実といふものは、いま局長の御答弁のとおりに非常に必要な状態になつてきただと思っておりますが、それと同時に、現場における実地教育といふものを非常に充実しなければいけないというような状態に置かれている、かように考えるのでございますが、それとこれに対しても政府はいかなる対策をとろうといふお考えであるか、この点も承りたいと思うのであります。そいつたことを踏まえて、かように考えるのでございますが、それとこれに対しても政府はいかなる対策をとろうといふお考えであるか、この点も承りたいと思うのであります。

۷۰۸

○大場政府委員 私は、大学の教育自身におきましても、そのカリキュラムの中でことに実習課程というものは尊重してもらいたい、実際の技術習得といふものを授業で充実してもらいたい、という形で文部省に要望をしております。今回決まっておりますカリキュラムにもそういうものは盛られてはそれでいいと思いますが、また学校を出た後におきましてもやはり獣医師の再教育ということは必要でありますし、これは、都道府県等の獣医師職員につきましては、家畜衛生試験場で毎年毎年きちんと計画的に研修をいたしております。それから農協あるいは市町村、そういったその他の獣医師の再教育につきましては、都道府県の家畜保健衛生所、これは研修施設を国が補助してつくつたわけであります。そこで毎年研修をしている、まあこういったことありますて、私ども現実にやはり実地の研修をする、単なる基礎獣医学だけじゃなしに実地の現場での教育をするということは必要でありますと存じます。大学等におきましても、現実には牛馬についてはなかなかそういった実験動物に恵まれないわけでありますから、幸い畜産局には国立の種畜牧場等もございますし、そういうふれたところの活用は喜んで提供するという形で現場の実習教育の充実には積極的に協力していただき、努力していただきたいと思います。

○佐野(文)政府委員 獣医学教育の充実ということを考えてまいります場合に、修業年限を六年に延長することが必要である、そしてその場合に学部の教育年限を六年に延長することが望ましいということについては私ども十分に認識をいたしておりますが、現在の国立大学の学科の実態からいたしまして、小規模な学科が十学科ございます。それをすべてそのままの形で学部にするといふことは適切な措置ではございませんので、これらについて統合整備等の充実の方策を考える必要がございますが、そいつた方向を固めるのに、やはり事の性質上あるいは年月を要することござります。他方、獣医学教育の充実というの非常に強い要請として従来からあるわけでございますので、そのことを考え、また修士を活用した積み上げの方式によりましても、今日要請されている獣医学の教育の内容を充実するという要請にはそれなりにこたえることができるわけでございますので、それらを判断いたしまして、当面の措置といたしまして、積み上げの方式による修業年限の延長としあることを考えた次第でございます。

○稻富委員 その点についてお尋ねしたいと思いますが、現行学校教育法の体系においては、大学の設置と大学院の設置とはそれぞれその設置の目的があるはずであります。その両者を直結させる処置を講ずることは教育体系をゆがめないか、こ

ういうことも思われるわけでございますが、この点についてのお考え方を承りたい。

さるに、次にお尋ねしたいことは、今回のような便宜的とも思われる措置がとられたゆえんは、現行の獣医学関係学科はその大部分が三十名ないし四十名となっており、これを学部として位置づけることは困難である、こういふなことが最大の原因であるかのようにも承つておるのであります。三十名ないし四十名ではなぜ学部として設置することができないのか。もしもそういうような理由であるとするならば、その具体的な理由を承りたい、かように考えるわけでございます。

さらに、申すまでもなく大学は、学生に高度な知識等を授けることを目的としておるわけでありますから、授業を受ける学生の立場となつて、何

とを考えてまいります場合に、総論においては獸医学の関係者もまた大学の関係者も全く異論がないわけでございますけれども、個々具体的のケースにおいては、従来の一切のいきさつを捨てて、一日も早く学部六年制の獣医学教育体系が講ぜられるよう政府においては、総論においては獸医学の関係者もまた大学の関係者も全く異論がないわけでございますけれども、個々具体的のケースについてどのように処理をするかということになりますと、関係の方々にはそれぞれ異なった御意見がございますが、こういうことに対する政府

並びに文部省としての心構えを承りたい、かよう

に考へるわけでございます。

○佐野(文)政府委員 今回考へました積み上げ方式

によります場合の修士課程の目的というのには、單

に学部の不足分を補うということではなくて、学

部における幅の広い、かつ基礎的な獣医学教育を

受けまして、より高度の専門的な獣医学教育を実

施しようといふものでございます。それで、修士

課程というのには、もちろん専門分野における研究

能力の養成ということを一面的といふべきでござります。

それとも、それとともに高度な専門的職業人の養成

もも鋭意努力を続けてまいりたいと存じます。

○稻富委員 そうしますと、その定員等にはこ

だわらないで、六年制のこういうよろしくな獣医学体

系をつくっていくことに対する対してはできるだけ早い機会にそれを実現しよう、こういうよろしくな

考え方を持つていらっしゃる、こういうふうに解釈すればいいのでございますね。

○佐野(文)政府委員 現在の三十名ないし四十名

の定員のままではそれぞれ学部にするといふわけにはまいらないわけでございます。

それらを統合等によって重点的に整備をいたしまして、六十ないし八つの入学定員を持つ五つから六つくらいの学部に整備をしたいというのが私どもの願望でございます。それを考えていく場合には、もちろんもう一つの条件として、全体として

これまで学部といふものが考えられないかといふ点でござりますが、これは諸般の情勢を全く抜きにい

たしまして、抽象的に、四十名を入学定員とする

獣医学部の存立が可能か不可能かということを議論するのであれば、それは私は可能であろうと思

います。北大の獣医学部のような例もあるわけで

あります。ただ、今日御指摘のように三十ないし四十の入学定員を持つている十の学科といふも

のを全国的にどのようにも整備していくかといふ

ことを考へます場合には、やはり学部としての適

正な規模である入学定員六十名ないし八十名とい

うことを前提として、しかも全国的な配置計画といたしまして、しかしながら整備を図るということをどうしても考へたいわけでございます。もちろんこれを考えたいと思います。もちろんこの問題であります場合には、総論においては獸医学の関係者もまた大学の関係者も全く異論がないわけでございますけれども、個々具体的のケース

についてどのように処理をするかということになりますと、関係の方々にはそれぞれ異なった御意見がございます。それらを十分に伺い、また関係者と協議を重ねまして、いま申しましたような基本的な方向に沿つて、できるだけ早い時期に学部の統合整備なりあるいはそれにによる学部の修業年限の延長ということが実現できますように、私どもも鋭意努力を続けてまいりたいと存じます。

○稻富委員 そうしますと、その定員等にはこだわらないで、六年制のこういうよろしくな獣医学体系をつくっていくことに対する対してはできるだけ早い機会にそれを実現しよう、こういうよろしくな考え方を持つていらっしゃる、こういうふうに解釈すればいいのでございますね。

○佐野(文)政府委員 現在の三十名ないし四十名の定員のままではそれぞれ学部にするといふわけにはまいらないわけでございます。

それらを統合等によって重点的に整備をいたしまして、六十ないし八つの入学定員を持つ五つから六つくらいの学部に整備をしたいというのが私どもの願望でございます。それを考えていく場合には、もちろんもう一つの条件として、全体として

これまで学部といふものが考えられないかといふ点でござりますが、これは諸般の情勢を全く抜きにい

たしまして、抽象的に、四十名を入学定員とする

獣医学部の存立が可能か不可能かということを議論するのであれば、それは私は可能であろうと思

います。北大の獣医学部のような例もあるわけであります。ただ、今日御指摘のように三十ないし四十の入学定員を持つている十の学科といふも

のを全国的にどのようにも整備していくかといふ

ことを考へます場合には、やはり学部としての適

正な規模である入学定員六十名ないし八十名とい

うことを前提として、しかも全国的な配置計画といたしまして、しかしながら整備を図るということをどう

しても考へたいわけでございます。もちろんこの問題であります場合には、総論においては獸医学の

関係者もまた大学の関係者も全く異論がないわけでございますけれども、個々具体的のケース

についてどのように処理をするかということになりますと、関係の方々にはそれぞれ異なった御意見

がございます。それらを十分に伺い、また関係者と協議を重ねまして、いま申しましたような基本

的な方向に沿つて、できるだけ早い時期に学部の統合整備なりあるいはそれにによる学部の修業年

限の延長ということが実現できますように、私どもも鋭意努力を続けてまいりたいと存じます。

○稻富委員 では獣医師の需要関係はどのくらい

が適当と政府が考へているかといふ問題について

は後ほどまたお尋ねすることにいたします。次

に、この間の私に対する水産庁長官の答弁と本日の答弁は違いますので、その点をどういうふうに

統一されるのか、承りたい。

さらにまたわが國におきますこういうような

大きなものは、やはり動植物に対しては防疫制

度というものが行われておる。魚病に対しては防疫制度がない。この防疫制度がないがために、ウナギあるいはその他にえたいの知れない病原菌がついて日本のか漁業が非常に冒されているという現状があります。これは、先刻もお話をありましたが非常に国際的な問題も含まれておると思ひます。この魚の防疫検査の制度と対して、これは早くやらなければいけない問題だと思いますが、政府がどういうような具体策と取り組んでおられるのか、この二点をひとつ伺いたい、かように考えます。

前段の部分につきまして、私ども

も畜産局の立場からお答え申し上げます。  
私どもいたしましては、何も魚病の問題を獸医学だけのいわば排他的、専属的なものとして獸医学のテリトリーの中に取り入れるというつもりません。ただ、魚と家畜、これはもちろん生理学的にも温血動物と冷血動物ということでございますし、違いますが、しかし飼料安全法の対象として同じように規制の対象になつて、魚の飼料も家畜の飼料も飼料安全法の対象となつておるわけであります。そういう意味で共通薬事法の対象として同じく動物医薬品という形で、魚の医薬品あるいは家畜の医薬品も規制を受けておるわけであります。そういう意味で共通面もありますから、獸医学の分野におきまして魚病の知識を深めていくということはそれはそれなりに勉強していく必要があるだらうということです、カリキュラム内に取り込んでもらいたいといふことは言つておるわけであります。しかし、それは決して排他的に獸医学で、私の方で全部やるのだ、そういうようなつもりで申し上げておるわけではありません。先ほど御答弁で、北欧の中で歴史的な経緯もありますし、北欧における畜産と水産というものの重みと我が国における水産の重みの違いは当然あるわけですから、それはそれが歴史的国情によつて差があつていいと思うわけであります。水産の方においてもいろいろ御質問

究はなきつていらっしゃるわけであらうと思しまして、それけれども、しかし、いすれにいたしましても、魚病に関する知見というものは非常に日が浅くて不十分だということは水産国の日本においても言えるわけでありますから、一番大事なのは、どこがあれだということにこの際決められる必要はないのですか、やはり魚病の知見ができるだけ深めて、それに対応するだけの能力というものを確立するということが急務であるうと思います。ですから、水産庁の方であるいはフィッシュユードクター、という制度を御研究になつていらっしゃるならば、私はそれも一つの大切なこの問題の解決への接近方法であろうと、いうふうに思つております。ですから、私ども畜産局の所管する獸医行政ではやはり獸医行政なりに魚病の問題も勉強させてもらいますが、水産の方でもいろいろ御検討くださいます。さつていただきたいと思っておるわけであります。

○長谷川國務大臣 いま國立の十一大学においても、私立の四大学におきましても、水産という面を別個に持ちまして、そして魚類の病原あるいはまた魚体の初期回遊から成期回遊に至るまでの回遊、こういうような点について広く研究をなさつておるのでござります。ただ獣医学の方に魚類は入るんだということは否定できない事実であります。しかしながら、そこまで現在の獣医学が備わっているかどうかという点については私は疑問があるだろうと思う。それはやはり伝統と歴史ある日本国という國の魚で育った國民、魚なくてはわれわれ生きていけない國民でありますから、これに対する対しては水産試験場というものが相当大きな機関を払って今日まで役立つてきておることだと思うのであります。でありますから、今回の六年まで延長するゆえんというもの、そうであるとするならば、それらを別個に十分に研究してもらわなければならぬ問題だ、こういうふうに考えます。さればならない問題だ、こういうふうに考えます。では、どうしてからでないとの問題の解決はつかぬだらう、こういうふうに思います。したがつて、今後これは水産試験場の技術者がこれに対しても十分の研究を加えておりますから、それに相伴つて、両者相まってよりよき方向づけをしていくべきではないだらうか、こういうふうに思ひます。

○稻高義員 水産庁にお尋ねいたしのであります  
が、私、これはお役所のセクト主義ではないとは  
思うのでござりますけれども、先刻の話のように、  
現在の獣医そのものが、獣医学そのものが非常に  
多岐にわたってきた、これだから非常にいろいろ  
な病原菌等も起こってきたんだ、それだから獣医  
師の受験資格を六年制まで持つていく、こういう  
ような状態に置かれているというときに、さらに  
またこれに全く性格の違う魚病まで、魚医学まで  
獣医学の中に持つていくということでおいかどう  
か。私は、お役所のセクト主義で考えられるので  
はなかろうと思うけれども、やはり魚には魚とし  
ての特質があるので、魚医学として十分検討し、  
やはり魚類には魚医学としての対処する一つの専  
門的な治療の知識等を与えるなければいけない、か  
ように考えます。特にわれわれ非常に心配すること  
とは、今日魚を飼育しておりまして、非常に病気  
がはやる、まるきりお医者さんがない、治療の方  
法がない、治療の方法がないから遺憾ながらえさ  
の中に抗生物質等を入れて魚の飼育をやっている  
という事実は今日たくさんあるわけなんです。け  
だものいさに抗生物質その他を使うことに対し  
てはいろいろ抑制されている。ところが漁業に対  
するえきに対してはこれがいい。それがために漁  
業が非常にいろいろな薬を使って、それがために  
変形の魚ができる、これがひいては人体にどう影響  
を及ぼすか、こういう恐ろしい問題も起こってく  
ると私は思う。こういう点から私は、これは別個  
の立場で十分検討し、お互に両方とも研究して  
切磋琢磨することは結構でござりますけれども、  
かりそめにもお役所のなわ張り争いで自分の方に  
持つていこうというようなことは、ありはしない  
だろうと思ふけれども、あるべきではないと思ふ  
ので、これはひとつ水産庁としては十分な考え方  
から要望しておつた問題であります、これもこ  
を持ってやってもらいたい。

○佐々木政府委員 魚病学という學問の分野はござりますが、先ほどから話が出てますように、まだ大変未熟な段階でございまして、魚病問題の重要性にかんがみ、水產庁としても、水產試驗場その他の職員に研修等をやりまして、それに対する対応策をいま現に盛んに進めていたところではござりますけれども、まだまだ技術的に、関連のあちらこちらの分野から御協力をいたしかないと、一つの魚医学といいますか、魚病学としての技術体系、防疫のためのいろいろなマニュアルがまだできない、という段階が現状であろうというふうに思ひます。そこで水產庁といたしましても、当面水產の分野でできることをやりながら、同時に関連の獣医師その他の方々の専門家の御協力を得まして、一日も早くそういった専門的なフィッシングドクターの制度の確立ということに努力をしていただきたいというふうに考えているわけでございます。

先刻話がありました。が、最近獣医師の配置状態は、産業動物に対する獣医師が山間僻地は非常に少なくなっていて、かえって犬とかネコとか、ベットを扱う獣医師の方が非常に金が上がるからい、そういうことになりますと、産業動物の獣医師が不足するということは非常に重大な問題であると私は思う。この際、将来の獣医師制度を充実されるならば、こういう産業動物に対する獣医師のあり方、こういうことに対しても十分待遇その他問題を検討しながら対処すべきではないか。これは日本の畜産の上からいきましても非常に大きな問題ではないかといふことが一つ。さらに今日日本産業動物の中におきまして一番大きな役割りを占めておるのが競馬会におきまする獣医の役割りと思うのですが、これが果たして今日の制度で十分獣医師が配置されておるかどうかという問題、さらに開業獣医師の問題なんかにしましても、これは十分督励し指導して不都合のないような状態を来さなければいけないと想うのでございまして、これは競馬の厩舎の管理とともに獣医師の指導監督が必要ではないか、かように考えます。

一般、御承知のとおり京都の競馬場におきまして怪しい障害競走が行われた。その馬を後から尿を検査したところが、これからバルビタールが発生した、こういうような問題がありました。これは獣医師が使ったのではない想りますけれども、こういうようなことに対しても日ごろ獣医師が調教師あるいは厩務員、それらに対する医学上の指導を常にする、単に病気を起こした場合にこれを診察するばかりじゃなくして日ごろから病気に対するそういう指導訓練をするということが非常に必要ではないか、かように考えます。

この際、最も必要とするこの畜産に対する獣医師の補充の問題、あわせていまの問題等に対する政府の考え方を承りたいと思うのでござります。

○大場政府委員 確かに第一の問題、山村僻地における産業獣医師が数が非常に少なくなってきてる、ゆゆしき問題だと考えております。そうい

う意味で、それをいかにして農村に誘導し定着させ  
るかというためにいろいろ、生活環境、診療環  
境といったものを整備するためのモデル事業は  
やつておりますし、それから、基本的にはやはり  
獣医師の所得、報酬を確保する、こういったこと  
が必要であろうと思います。家畜共済の診療点数  
の改善の問題だとかあるいは雇い上げ獣医師の手  
当のアップの問題だとか逐次実施はしております。  
それから、第二番目の競馬というサークルにお  
ける獣医師の活用の問題でございますが、この間  
のドーピングもまさに理化学研究所における獣医  
師という機能が発見したドーピングであります。  
そのほかいろいろ、直接生産面、育成牧場等にお  
いて獣医師が関与しあるいは直接診療という形で  
競馬へ関与しておりますけれども、先生がおつ  
しゃつたように日ごろやはり獣医師的な知見を  
持った者が生き物である馬を管理する、目をいつ  
も向けておく、そういうような面、細かな獣医師  
の活用ということは必要であろうと思っております。  
○稻富委員 いろいろまだ質問したいことがあります  
ますけれども、時間がありませんので、私の質問  
はこれで終わらせていただきます。

○金子委員長 津川武一君。

○津川委員 今度修士課程二ヵ年を卒業した人を  
獣医師にするという法改正で、私たちもそれ自身  
は養成できると思っておりますが、獣医学を進め  
るために若干の質問をしてみたいと思います。

昭和四十六年十一月九日に日本学術会議会長が  
佐藤栄作農林大臣に獣医学修業年限の延長につい  
ての申し入れを行っております。それによるまでも  
なく、国際的にも獣医学大学を持つておる六十  
二の国のうちで日本の四年というのが一番短い。  
そんなために日本の獣医学者が国際的な会合に出  
ても引けをとる、ひがみを感じなきやならぬ、学術  
会議がこういうふうに申請しておる。そして、い  
ま、どこでも、獣医学の修業年限を、専門教育四

年を含む六年に延長することが望ましい、このことは国民の世論になつております。それなのに文部省は、獣医学部六年修業年限を方針として決めないようです。

どうしてこうなつてゐるか。学生の数が少ないと言つてはいるが、数も私学だと百二十人持つてゐるところが二つも三つもあります。私は医学部を卒業していますが、私は八十人。したがつて、やるべきときには来たと思うのです。いろいろあらつてゐるのはなく、六年に延長して獣医学部にするという方針を決めて検討するならいいが、今までの話だと、何かこれからやつてみてといふことなんですが、文部省は、早くその態度を決めて、その方針で臨んで、獣医学会やいろいろな人に相談する、協力を仰ぐ、こういう方針に変えるべきだと思うのですが、この点はいかがでございます。

○佐野(文)政府委員 先般來お答えを申し上げておりますように、修業年限を六年に延長することが必要である、そしてその場合に学部の修業年限を六年にすることが望ましい、ただ、当面は積み上げ方式でいくのが適当だというが調査会のお考えであり、それは私とも十分に承知をし、それを方針としているわけでござりますから、将来のどの時点でということを確定的に申し上げることはできませんけれども、修業年限の延長の問題については獣医学部において六年の修業年限ということを実現をするということを方針として関係者との協議を進めていく、そういう態度でございます。

○津川委員 そうすると、いつの時期かわからぬけれども、日本の獣医学教育を、獣医学部、年限六年、こういうふうにするということですか。先ほどそことのところが不鮮明だったのですから、もう一回念を押すわけです。

○佐野(文)政府委員 調査会のお考えに従いまして、獣医学部として修業年限六年にいたしたいと、いうふうに考えております。

○津川委員 そこで今度は獣医学部四年、修士二年、これに今度は獣医師の資格を与える、これは

前進だ、私も賛成です。そこで、四年が六年に延びたから、この状態があるから、六年獣医学部というものに待ったをかける、そのためには本来のコースにおくれが來たり迷いが來たりするようなことがありませんか。この点もう一回確認したいのです。

式による修業年限の六年ということは、当面の措置としてとられるものと理解をいたしております。したがつて、本来の望ましい姿に向かって努力をするということについては変わりはないわけ

○津川委員 もう一つ確認しておきますが、そうすると、四年、修士二年、これは六年歟医学部より望ましくない、六年歟医学部の方が望ましい、こう考えておる考え方ですか。

しいというふうに御指摘になつております。私もそれを適切な御意見であるというふうに受けとめておるわけでござります。

あわせて一つの教育をしていく、そういうことになると、いまままでの三百三十に対しても、プラス百六十五、こうなつてくると、一・五倍の人員になります。この線に沿つて修士課程の人を教育しなければならない。こういう点で教材、教授の陣容、そういうものを満たしていくことがで、きるかどうか、これが一つ。

大場局長がレントゲンの話をした。学界では医学部にレントゲン学科が必要だと言っている。現実にレントゲン学科のコースはあるのは一つよりないのです。これが非常に不十分だ。

もう一つは、東京の獣医大学には都市にあるために大きな動物がいない。そこで今度は、われわれが医学部で習つていると、付属病院といふのがあって、これがまた非常に大きくわれわれを教へてくれたものなんだけれども、ここいらあたりの

問題が相当ひつかかってきます。これをどうする

かという問題です。たとえば麻布獸医大学、一月三月三十一日現在で大きな動物が十二匹より患畜としてかかるべくして、ここでは小さな動物は、犬、ネコが三千六百三十四匹なんです。いまこれから獸医を大事にするとなればここいらを、六年の獸医学部に行く前としてまずこの整備をやらなければならぬと思いますが、この点はいかがでござりますか。私立は定員より二倍入れていいところがある。こういう人たちにこれから獸医師の資格を与えていくとすれば、この資格をどうして援助するか。ここで当面、この獸医学の教育における抜本的な改善促進が必要だと思うのですが、そう思つてゐるか、思つてゐるとすれば文部省は計画があるか、この二つ、伺わせていただきます。

施するに当たりましては、御指摘のようにそれにふさわしい教育の内容が確保されることが緊要でございます。したがつて、私どもは専門家の御協力を得まして、六年制が実施された場合における教育課程の基準について、大綱的なものでござりますけれども、成案を得ております。それを各大学に示し、また関係の視学委員の指導を仰ぎまして、各大学における新しい教育課程というものが十分に実施されますように、私どもも指導、助言等を進めてまいりたいと考えております。

御指摘のように、現在、ことに大都市における私学の場合に大動物の患者が多い、あるいは非常に少ない状況がございます。これらの大学はそ

それぞれ牧場を持つておりますから、その牧場なりあるいは畜産農家において夏季の休暇中に二週間に程度の集中的な臨床実習を行うというふうな努力はいたしておりますけれども、それにしても改善

保できるよう努めまいりたいと存じま

それから、御指摘のように、大学院の学生定員を非常に大幅に今度は拡大をしなければなりません。それに伴う施設設備なり、あるいは教官の充実ということを当然に考えなければならないわけでございます。国立大学の場合には、先ほど来申し上げておりますように、これから統合、整備の進め方あるいは進捗の状況等を考え合わせながら、それぞれの大学につきまして具体的にどのような手当てを講じていくかということを検討する必要がございますけれども、いすれにしましても、五十七年に学部の学生が修士に進学するまでの間にも所要の整備ができる私どもは対応をいたしてまいりたいと存じております。

○津川委員 産業動物、牛や豚や馬を農場で見ることも非常に大事だ。だが、それは働いている牛

なんだ。けがしても内科の病気があっても、そこでは本当の獣医学教育ができないのです。獣医においては、病院があると、そこで本来の観察をやつていって、学生の教育ができるから、いまのままで事を済ませるのじや文部省にやない、獣医学教育ではないのです。この点を強く指摘して、その点での全力を挙げていくことを要求するが、先ほど大場畜産局長からレントゲンのことを聞いたでしよう。学界の中でも何と言つていいかというと、レントゲンとして学科、放射線獣医学を講座として置けと言つていい

日本の大学で放射線獣医学があるのは北大だけな  
る。いませひ必要な十四講座としうものを視学委  
員会が決めている。この中に放射線獣医学がある。

んです。これをいいあんばいに大場さんが話して  
くれたから、ここいらはすぐ検討して、たつた一  
つだけだからこの放射線獣医学をふやす必要があ  
ると私は思うが、どこにふやすかということを決

めたら、私でも委員長のところにでも報告してい

ます。

そこで、これから四年から六年たつて獣医師になる。勉強する学年も長くなっているしお金もかかる。したがって、國に勤める、いろいろな方面でこれから獣医師として働く人の待遇改善は当然やつてくれるのでしょうかね、どうでございまますか。

○大場政府委員 四年制から六年制に移行しまして、それに伴つて待遇改善、ことに國その他の勤務獣医師、それは当然二年だけよけいに在学しておりますことは加味して判断しなければならない、不利になるような形の処遇は避けるべきだ、そういうふうに考えております。

○津川委員 大臣、いま私たちの言葉の中にバラメディカルという言葉があるのです。本来の医者が主人公で看護婦や保健婦やケースワーカーといふのは援助部隊だ。これではというので医学界の

中で大問題が起きていたのです。看護婦さんたち、保健婦さんたちは、バラメディカルじゃない、私たちと医者は同じなんだ、したがってコメディカルだ、一緒のコです。ところが獣医が保健所の中でもバラメディカルなものとして扱われていやしないかという問題がある。獣医の社会的な待遇です。獣医さんが農林省に入ると偉くなれるそうです。全国に家畜保健所があるから家畜保健所の所長になれる。しかし厚生省に入ったが最後偉くなれないわけです。いま聞いてみたらどこのくらいいるか

というと、本省の中に八人 地方に七十五人 食品衛生監視員に二十七人。ところが地方の保健所に行くと三千人から四千人。お医者さんが所長、

獣医師はバーメディカル。薬品なんか少し貢えていいから、本来の仕事でなく何でもさせられていい。本来の仕事ができないでいる。したがって、私はこんなことを言う。獣医師で役人になるなら

ば、厚生省には入るべからずという。そこで私は、

所の所長を獣医師にせいと私も言わないけれども、しかしそこで勤めたからにはやはり自分の抱負が実現できる、何というか等級というのか位階というのか号俸といふのか、とにかくそういう形の根本的な獣医師の仕事を、厚生省だけでなくその他全般として見直していく。いまのところ農林省が一番いいという。繰り返すけれども、家畜保健所の所長になれるからというのです。これは一等級だそうですよね。厚生省に行くと、たつた一人だけ一等級がおってあと二等級、こんなふうなかつこうになりますので、厚生省おりましたらひとつハラメディカルに扱わないので、本来の仕事中心にやれるようにしてもらいたい。

それからこの待遇改善に対しては、長谷川農林大臣にひとつお伺いしてみたいと思います。

○佐分利政府委員 ただいま先生から、衛生関係の獣医師はハラメディカルというような御表現がございましたけれども、私はハラメディカルではないと思うのでございます。ヘルススタッフであると思うのであります。その点、先生と意見が違うわけでございますが、まあ確かにただいま御指摘がございましたように、特に厚生省関係の獣医師さんに対する待遇は余りよくございません。しかししながら、各都道府県を見ていただきますと獣医師さんの待遇は逐次改善されております。たとえば、三十五の都道府県に四十六人の課長レベルの方が多いらしいです。また、現在はもう何かの部長になつていらつますが、昨年まではたとえば福島県の厚生部長とかあるいは滋賀県の厚生部長は獣医師さんでございました。私は四十五年くらいに北海道の衛生部長をしておりましたが、北海道におきましても、八人の課長レベルの職員のうち二名は獣医師さんでございました。食品衛生課長と乳肉衛生監、このお二人が本庁で課長レベルでございましたし、また北海道には四十五の道立の保健所がございましたが、その環境衛生課長の四分の三は獣医師さんでございました。また、この四十五の保健所のうち二十の保健所を中心的保健所として重点的に整備しております

は獣医師さんでございました。また、二カ所の支所がございましたが、支所長になる方は医師以外は獣医師であったわけでございます。このようの根本的な獣医師の仕事を、厚生省だけでなくその他全般として見直していく。いまのところ農林省が一番いいという。繰り返すけれども、家畜保健所の所長になれるからというのです。これは一等級だそうですよね。厚生省に行くと、たつた一人だけ一等級がおってあと二等級、こんなふうなかつこうになりますので、厚生省おりましたらひとつハラメディカルに扱わないので、本来の仕事中心にやれるようにしてもらいたい。

それからこの待遇改善に対しては、長谷川農林大臣にひとつお伺いしてみたいと思います。

○佐分利政府委員 ただいま先生から、衛生関係の獣医師はハラメディカルというような御表現がございましたけれども、私はハラメディカルではないと思うのでございます。ヘルススタッフであると思うのであります。その点、先生と意見が違うわけでございますが、まあ確かにただいま御指摘がございましたように、特に厚生省関係の獣医師さんに対する待遇は余りよくございません。しかししながら、各都道府県を見ていただきますと獣医師さんの待遇は逐次改善されております。たとえば、三十五の都道府県に四十六人の課長レベルの方が多いらしいです。また、現在はもう何かの部長になつていらつますが、昨年まではたとえば福島県の厚生部長とかあるいは滋賀県の厚生部長は獣医師さんでございました。私は四十五年くらいに北海道の衛生部長をしておりましたが、北海道におきましても、八人の課長レベルの職員のうち二名は獣医師さんでございました。食品衛生課長と乳肉衛生監、このお二人が本庁で課長レベルでございましたし、また北海道には四十五の道立の保健所がございましたが、その環境衛生課長の四分の三は獣医師さんでございました。また、この四十五の保健所のうち二十の保健所を中心的保健所として重点的に整備しております

部と衛生部を比べると農務部の方がいいわけでございます。この点はやはりもつと改善しなければならないと思っておりますが、いま御審議のように獣医師さんの教育年限も大幅に充実改善されるようございますから、そのようになれば獣医師さんの待遇改善はさらに拍車がかけられるものと考えております。

○津川委員 ここでぼくが保健所を名指すと、また厚生省からその保健所がやられるんだ。一緒に行くというならぼくは行つてもいいけれども、本來の仕事をしている獣医師さんがいないと言つてございませんけれども、ほかの仕事をやらされている。ひどいのは事務までやっています。そこで、いまの公衆衛生局長の腹はいい。どうしてもそういうふうに進んでください。だが、現実はハラメディカルだ。

この点で大臣、たとえは悪いけれども戦時中軍医監督といふのがあって軍医が中将なんだ。獣医監督といふのがあって中将なんです。軍隊はぼくはいやだからたとえは悪いけれども、軍馬が非常にあつたものだから。ところがいま官庁で医師となるとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よつて、本案は原案の採決いたします。

○金子委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○金子委員長 獣医師法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

○金子委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○金子委員長 獣医師法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

けでございますから、これが通過いたしましたならば、必ずや御期待に添うことができると、確信を持って申し上げたいと存じます。

○金子委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

置を講ずること。

なお、獣医学教育については、将来学校教育法の改正により、学部六年制方式がとられるための所要の措置を検討すること。

二 六年制獣医学教育の内容については、家畜飼料等の安全確認についての十分な知識、技能が得られるような内容のものとすること。

また、卒業後における産業動物獣医師等の疾病の予防及び安全な畜産物供給のための実地研修体制の整備拡充を図ること。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学費負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

四 六年制獣医師については、その待遇につい実地研修体制の整備拡充を図ること。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学費負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

五 産業動物獣医師については、これを必要とする地域等への誘導、定着化のための対策を一層強化すること。

六 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に関連し、家畜衛生対策の善及び家畜診療所の整備等に努めること。

七 また、これに関連し雇上げ獣医師手当の改善とともに、これに関連し雇上げ獣医師手当の改善及び家畜診療所の整備等に努めること。

八 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に關連し、家畜衛生対策の実施を図ること。

九 一方で制度を改めていくので、獣医師の社会的評価を高めていく、獣医師がどんどんいい仕事ができるよう形でやつていくように、ひとつ大臣も方針を決めていただきたい。大臣の腹を聞いて、私の質問を終わります。

○長谷川国務大臣 そういうことのないよう、まず、案文を朗読いたします。

○竹内猛委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○金子委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。

○竹内猛委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、ただいま議決されたました獣医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

○金子委員長 まず、案文を朗読いたします。

○竹内猛委員 政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

一 六年制獣医学教育の実施にあたつては、学部四年と大学院修士課程二年を通じて効果的な教育を行えるカリキュラムの編成を行つとともに、修士課程の学生定員増に応じ教員組織及び施設設備の整備について必要な措

置を講ずること。

なお、獣医学教育については、将来学校教育法の改正により、学部六年制方式がとられるための所要の措置を検討すること。

二 六年制獣医学教育の内容については、家畜飼料等の安全確認についての十分な知識、技能が得られるような内容のものとすること。

また、卒業後における産業動物獣医師等の疾病の予防及び安全な畜産物供給のための実地研修体制の整備拡充を図ること。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学費負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

四 六年制獣医師については、その待遇につい実地研修体制の整備拡充を図ること。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学費負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

五 産業動物獣医師については、これを必要とする地域等への誘導、定着化のための対策を一層強化すること。

六 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に關連し、家畜衛生対策の善及び家畜診療所の整備等に努めること。

七 また、これに関連し雇上げ獣医師手当の改善とともに、これに関連し雇上げ獣医師手当の改善及び家畜診療所の整備等に努めること。

八 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に關連し、家畜衛生対策の実施を図ること。

九 一方で制度を改めていくので、獣医師の社会的評価を高めていく、獣医師がどんどんいい仕事ができるよう形でやつていくように、ひとつ大臣も方針を決めていただきたい。大臣の腹を聞いて、私の質問を終わります。

○長谷川国務大臣 そういうことのないよう、まず、案文を朗読いたします。

○竹内猛委員 政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

一 六年制獣医学教育の実施にあたつては、学部四年と大学院修士課程二年を通じて効果的な教育を行えるカリキュラムの編成を行つとともに、修士課程の学生定員増に応じ教員組織及び施設設備の整備について必要な措

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○長谷川國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、十分努力してまいる所存でございます。何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○金子委員長 なお、本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案とし、順次趣旨の説明を聽取いたします。長谷川農林大臣臨時代理。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案  
等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

し上げます。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことによって、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に資することを目的として昭和四十六年一月に発足したものであり、昭和四十九年度及び昭和五十一年度にはその改善充実が図られたところあります。

本制度につきましては、年金給付の額を物価の変動に応じて自動的に改定するいわゆる物価スライド措置が設けられておりますが、今回の改正はこの物価スライド措置につきまして最近における社会経済情勢及び国民年金法等において制度の改善が図られようとしていることにかんがみ、昭和五十二年度におけるその実施時期を昭和五十三年一月から昭和五十二年七月に繰り上げようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に関しまして、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて改善を図ろうとするものであります。

今回の主要な改正点は、次の三点でございます。  
改正の第一点は、既裁定の年金の額の引き上げ度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改定による改善を図ることといたします。

改正の第二点は、既裁定の年金の額の引き上げ度、当該平均標準給与の年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えて得た額まで引き上げることにより年金額を引き上げることとした

であります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十二年四月分以後、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げることにより年金額の引き上げを行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金、障害年金及び遺族年金について必要な年金の給付を行うことによって、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与する绝对保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ退職年金等の绝对保障額を昭和五十二年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に係る遺族年金については、その绝对保障額を同年八月分からさらに引き上げようとするものであります。

改正の第三点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○金子委員長 引き続き、補足説明を聽取いたします。今村農林経済局長。

○今村(宣)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただき

ます。

まず第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和五十年度以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昨年度の国家公務員給与の上昇率を基礎として、当該平均標準給与の年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えて得た額まで引き上げることにより年金額を引き上げることとした

ております。なお、その改定時期につきましては、毎年度繰り上げてきており、本年度は、昭和五十二年四月といたしております。

第二は、いわゆる绝对保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金につきまして、年齢及び組合員期間の区分に応じ、その绝对保障額を昭和五十二年四月分から引き上げることといたします。たとえば、六十五歳以上の者については、その退職年金の绝对保障額を五十五万円から五十八万九千円に引き上げることといたします。また、これに加えて、六十歳以上の者等に係る遺族年金につきまして、その绝对保障額を同年八月分からさらに引き上げることといたしております。

第三は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。すなわち、標準給与の下限につき農林漁業団体職員の給与の実態、私立学校教職員共済組合制度との均衡等を考慮して五万八千円から六万二千円に引き上げるとともに、上限につき国家公務員共済制度に準じて三十四万円から三十六万円に引き上げることといたしております。

以上のことといたしておられます。

以上のほか、所要の規定の整備を図っております。

○金子委員長 以上で両案に対する趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、明十二日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のよう改正する。





当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第一号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項及び附則第二十四項において「昭和五十二年四月以後の年金」と総称する。）の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額が」とあるのは「その額（遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額。附則第二十四項において「昭和五十二年四月以後の比較対象年金額」という。）が」と、「三十二万六百円」とあるのは「五十八万九千円」と、「二十四万三千二百円」とあるのは「四十四万八千八百円」と、「十六万八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、「十二万六百円」とあるのは「一二万九百円」と、「八万四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

23 昭和五十二年四月以後の年金を受ける権利を有する者が六十歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

24 昭和五十二年四月以後の年金（うち遺族年金（次項において「昭和五十二年四月以後の遺族年金」という。）であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年四月以後の比較対象年金額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年八月分（その年金を受ける権利が同年八月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分）以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一、その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金（三十二万円が九年以上である年金（前号に掲げる年金を除く。）二十四万円）

三、前二号に掲げる年金以外の年金（十六万円）

25 昭和五十二年四月以後の遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。）が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十二項において準用する附則第十四項の規定又は附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)  
第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六二、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六四、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上
第三級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級	第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級																																				
七二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満	一〇〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円以上	一五六、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満	二五六、〇〇〇円以上	二五六、〇〇〇円未満	二六五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満	三〇〇、〇〇〇円以上	三〇〇、〇〇〇円未満	三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満
七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満	九二、五〇〇円未満	九七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満	一〇七、五〇〇円未満	一一二、五〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円未満	二五六、〇〇〇円未満	二五六、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満																			
七〇、〇〇〇円未満	七四、〇〇〇円未満	七八、〇〇〇円未満	八二、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満	九二、五〇〇円未満	九七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満	一〇七、五〇〇円未満	一一二、五〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円未満	二五六、〇〇〇円未満	二五六、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満																			

第三十四級	三三〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十五級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満
第三十六級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第三十七級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	

第四十九条の三第一項中「改令で定める規定」を「政令で定める法令の規定」に改める。

第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「確認」の下に「その他の組合員期間の確認」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「四百八万円」を「四百三十二万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の八」を「第一条の九」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「五十五万円」を「五十八万九千円」に改め、同項第二号中「四十一万二千五百円」を「四十四万八千八百円」に改め、同項第三号中「二十七万五千円」を「二十九万四千五百円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律附則第二十二項、第二十三項及び第二十六項の規定、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第十二条第三項の規定は、昭和五十一年四月

理由  
農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。  
他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一日から適用する。  
(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であった者の昭和五十二年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合は、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与又は三十四万円額が六万円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。  
(掛金に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(旧法の平均標準給与の仮定期額に関する経過措置)  
第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十二年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第五条 この附則に規定するもののほか、給付及

